

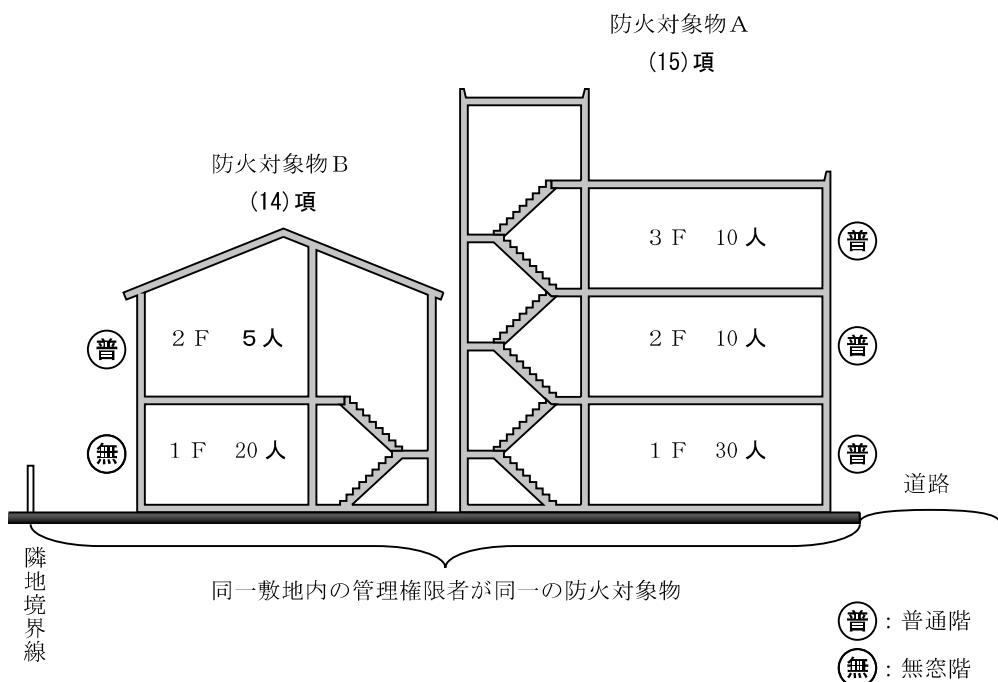
第2 収容人員の算定

収容人員の算定は、省令第1条の3の規定によるほか、次によること。

- 1 収容人員の算定は、防火対象物の階ごとに算定した数（以下この項において「階収容人員」という。）又は、当該棟に存する階の階収容人員を合算した数（以下この項において「棟収容人員」という。）により、取り扱うこと。（第2-1図参照）

- (1) 法第8条の規定については、棟収容人員（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）により適用する。
- (2) 政令第24条の規定については、棟収容人員又は階収容人員により適用する。
- (3) 政令第25条の規定については、階収容人員により適用する。

（例1）



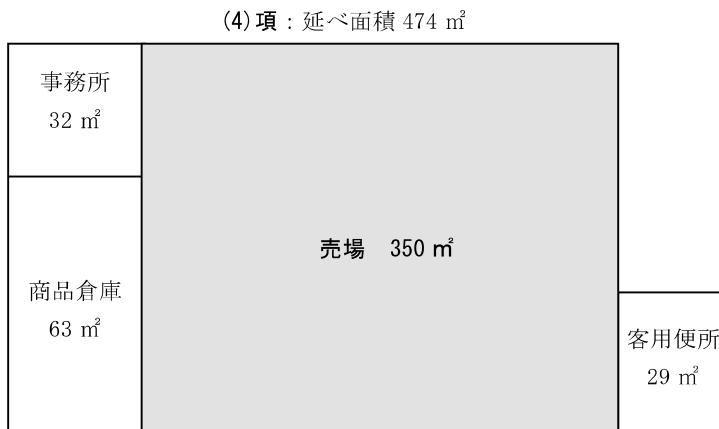
防火管理者又は消防用設備等		防火対象物	用途	棟収容人員又は階収容人員の算定		
法第8条	防火管理者	A	(15)項	棟収容人員 50人	75人	
		B	(14)項	棟収容人員 25人		
政令第24条	非常警報設備	A	(15)項	棟収容人員 50人		
		B	(14)項	階収容人員（1階・無窓階）20人		
政令第25条	避難器具	A	(15)項	階収容人員（3階）10人		

第2-1図

2 共通的取り扱い

- (1) 「従業者」の取り扱いは、次によること。
- ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。
ただし、短期間かつ臨時に雇用されるものにあっては、従業者として取り扱わない。
 - イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交替時の数としないこと。
ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあっては、その合計とすること。
 - ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
 - エ 階収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務するものについては当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
 - オ 階収容人員を算定する場合、従業者が使用する食堂、休憩所、会議室及びこれらに類する用に供する部分は、当該部分を3m²で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。
ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とする。
- (2) 収容人員を算定するにあたっての「床面積」の取り扱いは、次によること。(第2-2図参照)
- ア 単位面積当たりで除した際に生じる1未満のはしたの数は、切り捨てるものであること。(3(4)アを除く。)
 - イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

(例2)



収容人員の算定 ((4)項に掲げる防火対象物)

従業者の数：4人

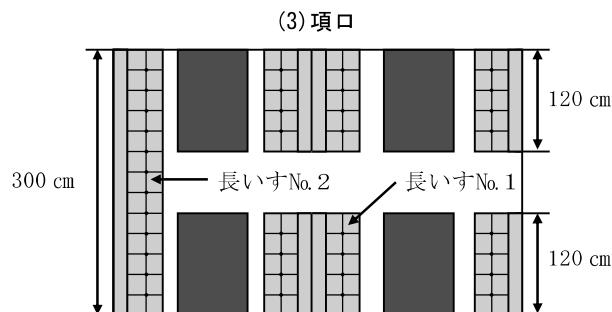
売場（主として従業者以外の者の使用に供する部分）の床面積： $350 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2 = 87.5 \rightarrow 87 \text{ 人}$
 合計：4人+87人=91人

第2-2図

- (3) 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファー等、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものを含むものであること。

(4) 「長いす式のいす席」の正面幅を 0.4m 又は 0.5m で除す場合は、1 つ 1 つの長いすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。(第 2-3 図参照)

(例 3)



収容人員の算定 ((3)項に掲げる防火対象物)

従業者の数：4人

客席の部分：長いすの正面幅（長いす式のいす席の正面幅 ÷ 0.5m（1未満切捨て））

$$\textcircled{O} \text{長いすNo.1 : } 1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2 \text{人} \quad 2 \text{人席} \times 6 = 12 \text{人}$$

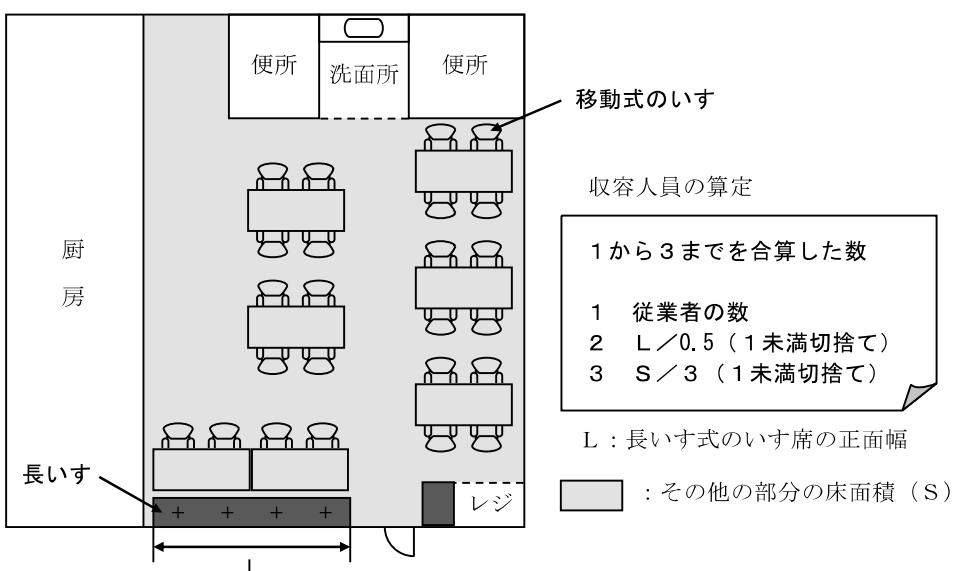
$$\textcircled{O} \text{長いすNo.2 : } 3.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 6.0 \rightarrow 6 \text{人}$$

$$\text{合計 : } 4 \text{人} + 12 \text{人} + 6 \text{人} = 22 \text{人}$$

第 2-3 図

(参考) 長いす式のいす席と移動式のいすが混在する場合の算定方法

(3) 項口



3 政令別表第1の各項ごとの取り扱い

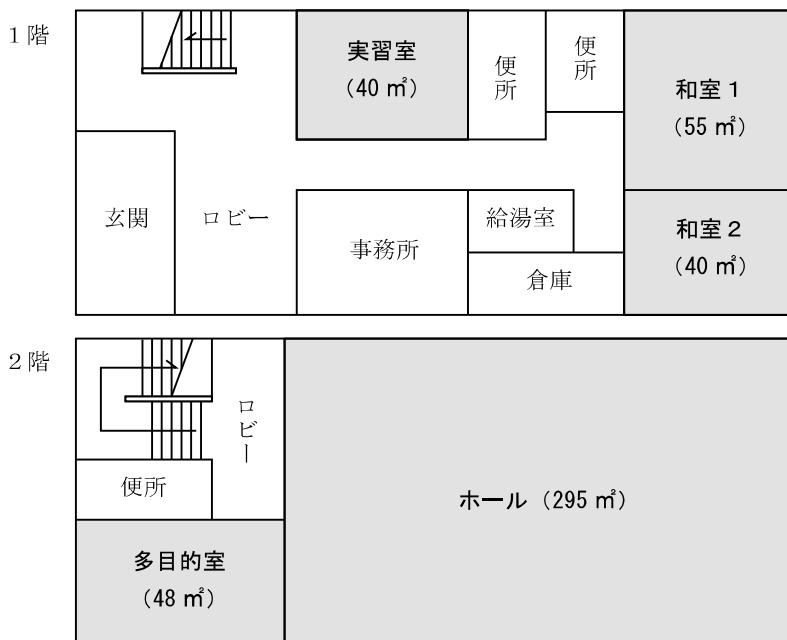
(1) (1)項に掲げる防火対象物

ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分は、「その他の部分」として 0.5 m^2 で除して算定すること。

(参考) (1)項に掲げる防火対象物の算定方法

客席の部分（1から4までを合算した数）	
従業者の数	+ {
1 固定式のいす席の数	
2 長いす式のいす席の正面幅÷0.4m (1未満切捨て)	
3 立見席部分の床面積÷0.2 m ²	
4 その他の部分の床面積÷0.5 m ²	

公民館 ((1)項口) の算定例



従業者の数：3名（階別収容人員は、事務所の存する1階とする。）

+

客席の部分（その他の部分の床面積÷0.5 m²）

○ 1階：270名

室名	床面積	収容人員
実習室	40 m ²	$40\text{ m}^2 \div 0.5\text{ m}^2 = 80$ 人
和室1	55 m ²	$55\text{ m}^2 \div 0.5\text{ m}^2 = 110$ 人
和室2	40 m ²	$40\text{ m}^2 \div 0.5\text{ m}^2 = 80$ 人

○ 2階：686名

室名	床面積	収容人員
多目的ホール	48 m ²	$48\text{ m}^2 \div 0.5\text{ m}^2 = 96$ 人
ホール	295 m ²	$295\text{ m}^2 \div 0.5\text{ m}^2 = 590$ 人

(2) (2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数による。

(ア) ボーリング場は、レーンに附属する固定式のいす席の数とする。

(イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。

(ウ) マージャンは、1台につき4人とする。

(エ) カラオケルームは、固定式のいす席とする。

(オ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の床面積を 0.5 m^2 で除して得た数とする。

イ ボーリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーの機械器具を使用して「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができるものの数」を合算して収容人員を算定すること。

ウ キャバレー等のホステスは、「従業者」として取り扱うこと。

エ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、「従業者」として取り扱わないこと。

オ ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分は、「その他の部分」として 3 m^2 で除して算定すること。

(参考) (2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の算定方法

(遊技場)

1及び2を合算した数

従業者の数 + $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数} \\ 2 \text{ 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分} \\ \quad (1) \text{ 固定式のいす席の数} \\ \quad (2) \text{ 長いす式のいす席の正面幅} \div 0.5\text{m} \text{ (1未満切捨て)} \end{array} \right.$

(その他のもの)

客席の部分 (1から3までを合算した数)

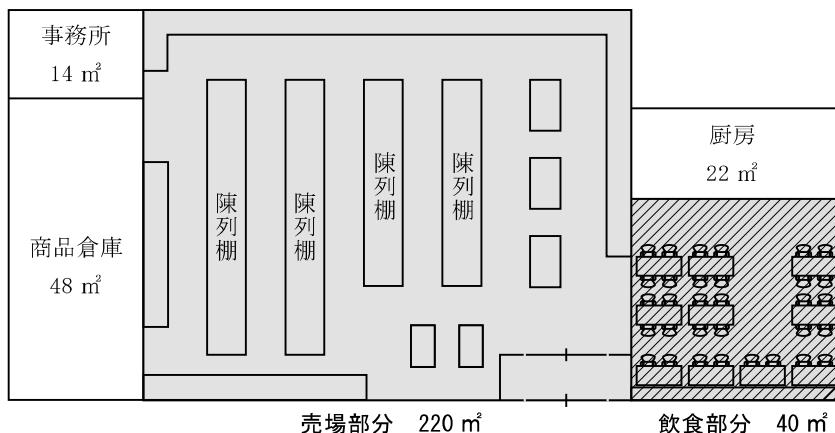
従業者の数 + $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 固定式のいす席の数} \\ 2 \text{ 長いす式のいす席の正面幅} \div 0.5\text{m} \text{ (1未満切捨て)} \\ 3 \text{ その他の部分の床面積} \div 3\text{ m}^2 \end{array} \right.$

(3) (4) 項に掲げる防火対象物（第2-4図参照）

ア 「飲食又は休憩の用に供する部分」に、固定いす又は固定的なものがある場合でも、当該床面積を 3 m^2 で除して得た数とすること。

イ 売場内のショーケース等を置いている部分は、「従業者以外の者が使用する部分」として取り扱うこと。

(例4)



収容人員の算定 ((4) 項に掲げる防火対象物)

従業者の数：4人

飲食又は休憩の用に供する部分の床面積： $40 \div 3\text{ m}^2 = 13.3 \rightarrow 13$ 人

売場（主として従業者以外の者の使用に供する部分）の床面積： $220\text{ m}^2 \div 4\text{ m}^2 = 55 \rightarrow 55$ 人

合計：4人 + 13人 + 55人 = 72人

第2-4図

(参考) (4) 項に掲げる防火対象物の算定方法

主として従業者以外の者の使用に供する部分（1及び2を合算した数）

$$\text{従業者の数} + \begin{cases} 1 & \text{飲食又は休憩の用に供する部分の床面積} \div 3\text{ m}^2 \\ 2 & \text{その他の部分の床面積} \div 4\text{ m}^2 \end{cases}$$

(4) (5) 項に掲げる防火対象物

ア 和式の宿泊室を単位面積当たりで、除した際に生じる1未満のはしたの数は切り上げるものであること。

イ 和式の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取り扱うこと。

ウ 和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね 3 m^2 程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

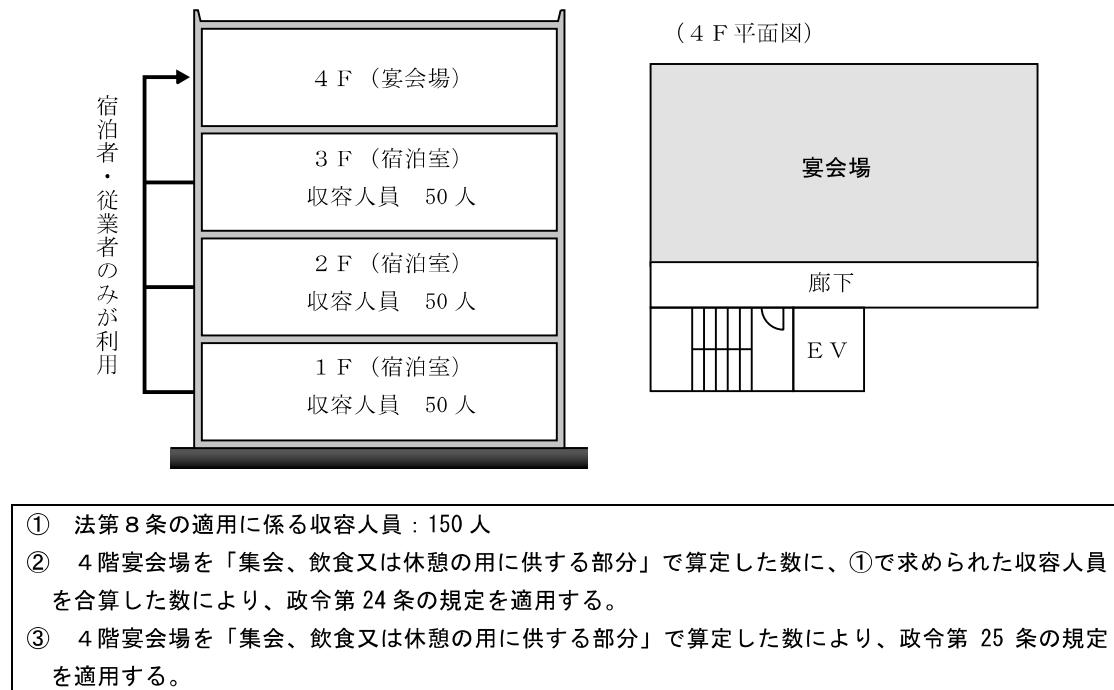
エ 1の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室の部分を含む。）とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。

ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

オ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者、従業者別に算定した者に限られる場合は、法第8条の規定の適用については、当該部分の階収容人員は算定しないことができる。

ただし、政令第24条及び政令第25条の規定の適用にあたっては、当該部分の階収容人員を算定するものとする。(第2-5図参照)

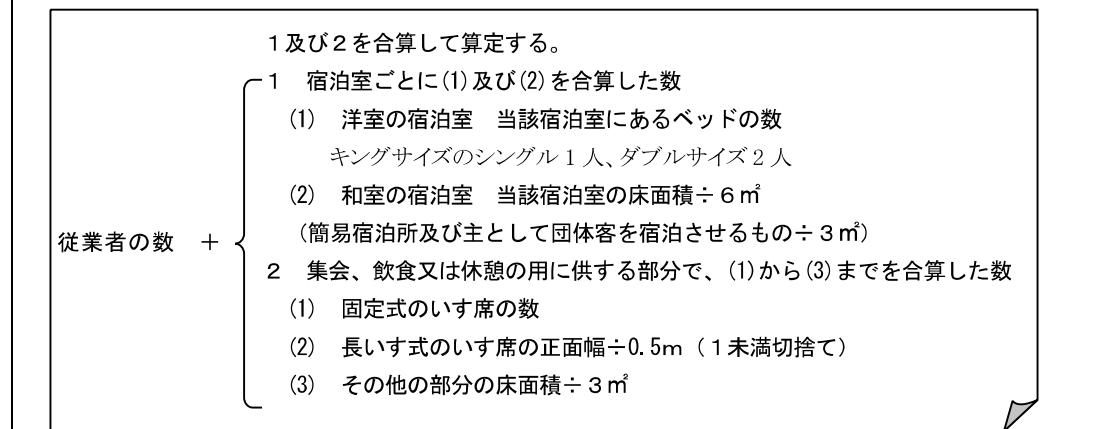
(例5)



第2-5図

カ 簡易宿泊所の中2階(棚状)式のものは、棚数をベッド数とみなして算入すること。

(参考) (5)項イに掲げる防火対象物の算定方法



- キ 共同住宅の居住者数は、第2-1表の住戸のタイプ別算定居住者数により算定すること。
ただし、竣工後は実態に即して見直しを行なうこと。

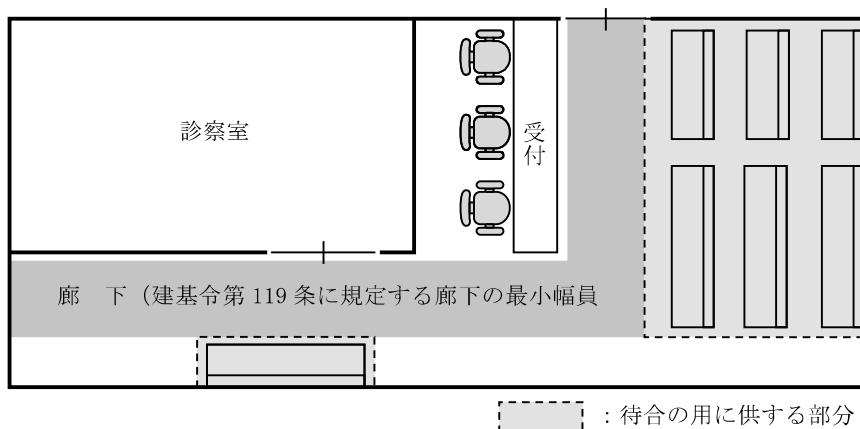
第2-1表

住戸のタイプ	2DK以下	2LDK・3DK	3LDK以上
算定居住者数	2人	3人	4人

(5) (6)項イに掲げる防火対象物

- ア 病院等の乳幼児は、収容人員に含めること。
イ 病院等で、料金の精算及び診療等のための待合の用に供する部分で廊下との間に明確な区画がない場合は、建基令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分の床面積をもって、「待合室」の例により算定する。(第2-6図参照)

(例6)



※建基令第119条（廊下の幅）

廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合	その他の廊下における場合
病院における患者用のもの	1.6m	1.2m

第2-6図

- ウ 病院等で大規模な食堂等の部分は、「待合室」の例により算定する。
エ 病院が和室の場合は、政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の「和式の宿泊室」の例により算定すること。
オ 予約診療制度を実施している診療所等についても省令第1条の3の規定によって、算定すること。

(参考) (6)項イに掲げる防火対象物の算定方法

医師、歯科医師、助産師、薬剤師、
看護師その他の従業者の数

$$+ \left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 病室内にある病床の数} \\ 2 \text{ 待合室の床面積} \div 3 \text{ m}^2 \end{array} \right.$$
 1及び2を合算して算定する。

(6) (7) 項に掲げる防火対象物

階収容人員を算定する場合は、次によること。

- ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定すること。
- イ 教職員及び児童、生徒又は学生が移動して使用する特別教室（講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室及びこれらに類する用に供するもの。）については、その室の最大収容人員とすること。
- ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。

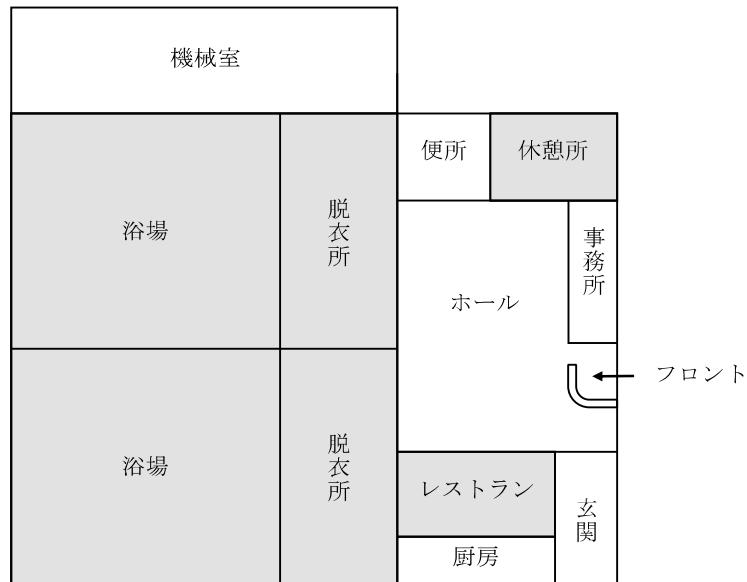
(参考) (7) 項に掲げる防火対象物の算定方法

教職員の数 + 児童、生徒又は学生の数

(7) (9) 項に掲げる防火対象物

- ア 蒸気浴場、熱気浴場等の特殊浴場に従属するレストラン、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として算定すること。（第2-7図参照）
- イ 浴場には、釜場及び火たき場は含まれないこと。

(例7)



 : 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分

第2-7図

(参考) (9) 項に掲げる防火対象物の算定方法

従業者の数 + 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積 ÷ 3 m²

(8) (10) 項の防火対象物

車両の停車場の従業者には、停車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者、例えば、食堂、売店等の従業者を含めること。

(参考) (10) 項に掲げる防火対象物の算定方法

従業者の数

(9) (15) 項の防火対象物

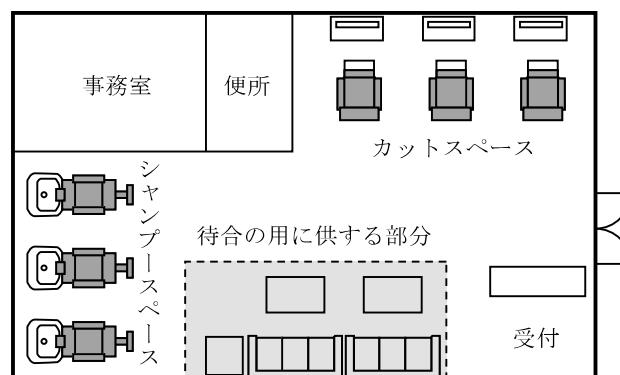
ア 理容院、美容院等の収容人員の算定に際して、理容・美容のためのいすの数、待合いの用に供するいすの数の合算ではなく、「主として従業者以外の者の使用に供する部分」の床面積を 3 m^2 で除して得た数とすること。(第2-8図参照)

イ スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として、床面積に算入すること。

ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

ウ モデル住宅については、従業者が使用する部分(事務室、受付等)を除いた、住宅展示場部分の床面積を 3 m^2 で除して得た数とすること。

(例8)



[■] : 主として従業者以外の者の使用に供する部分

第2-8図

(参考) (15) 項に掲げる防火対象物の算定方法

従業者の数 + 主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積 ÷ 3 m^2

第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定及び階の取り扱いは、次によること。

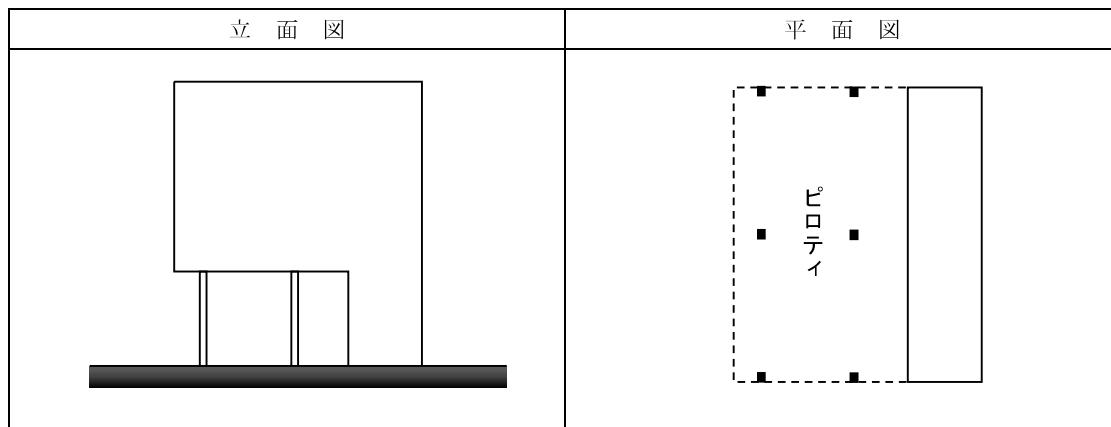
1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) ピロティ（第3-1図参照）

十分に外気に開放され、かつ、屋内の用途に供しない部分は床面積に算入しない。

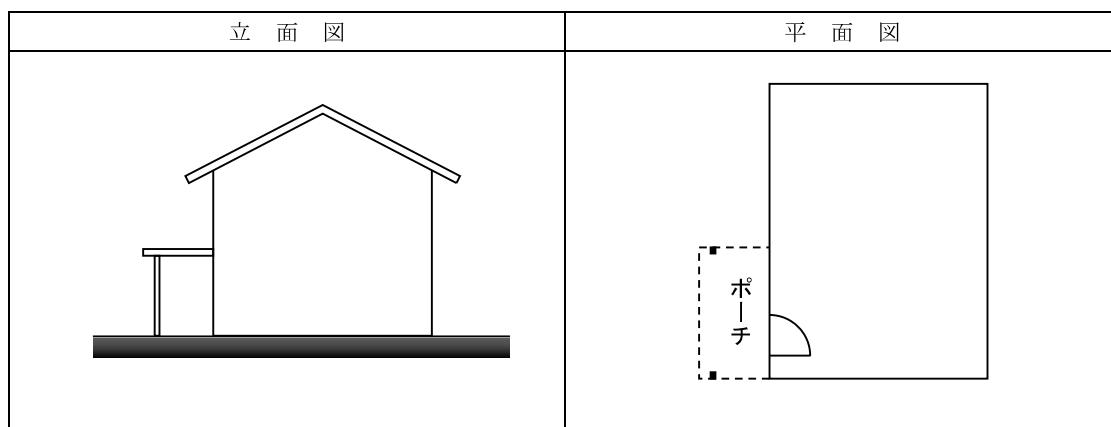


第3-1図

(2) ポーチ（第3-2図参照）

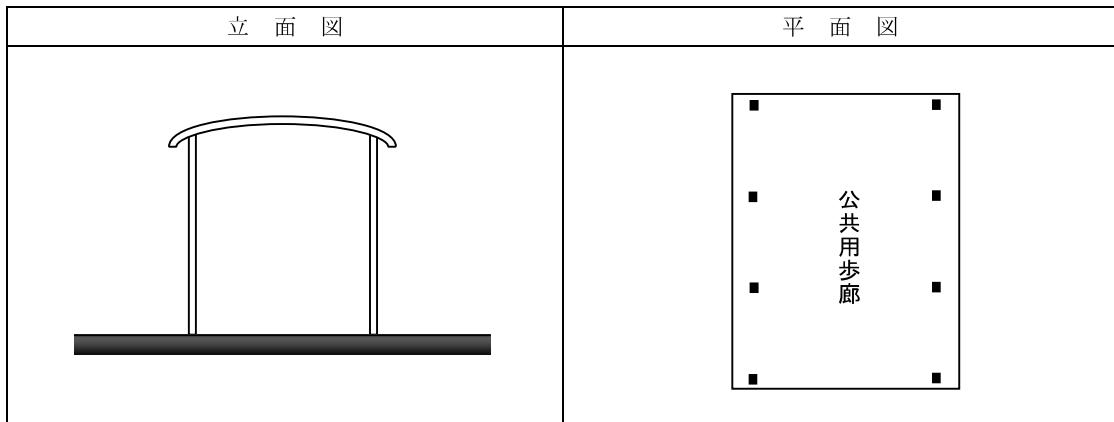
原則として床面積に算入しない。

ただし、屋内の用途に供する部分は、床面積に算入する。



第3-2図

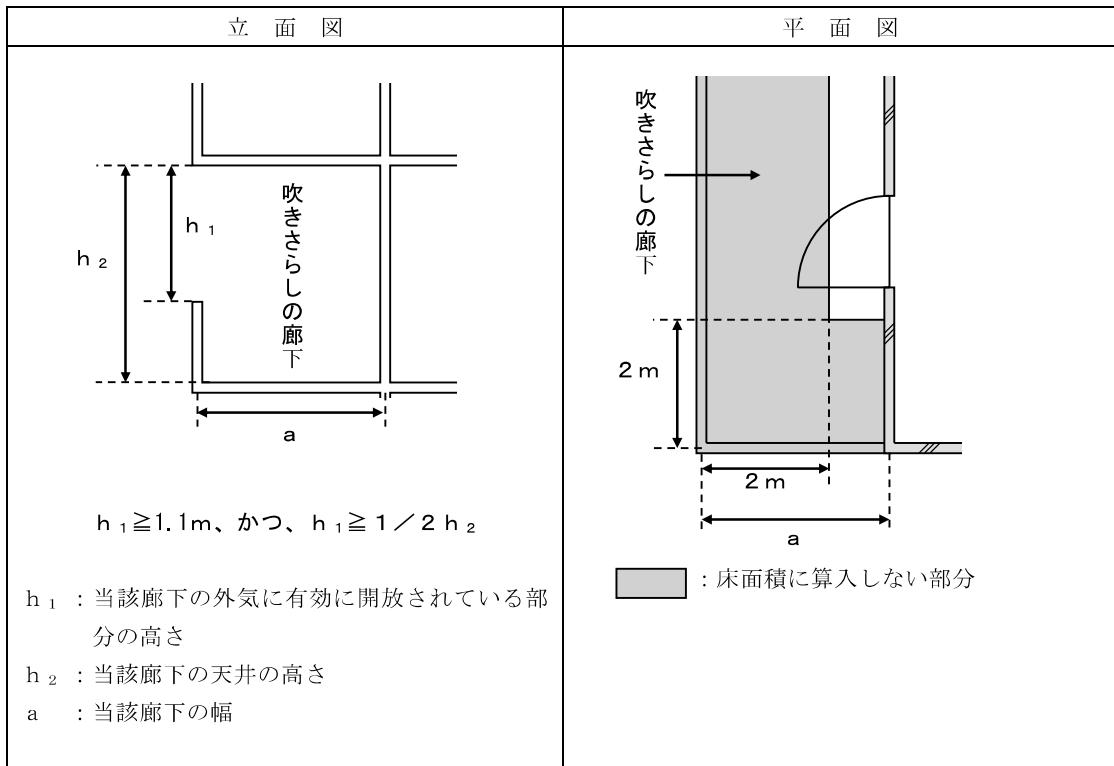
- (3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物（第3-3図参照）
ピロティに準ずる。



第3-3図

- (4) 吹きさらしの廊下（第3-4図参照）

外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。



第3-4図

- (5) バルコニー・ベランダ

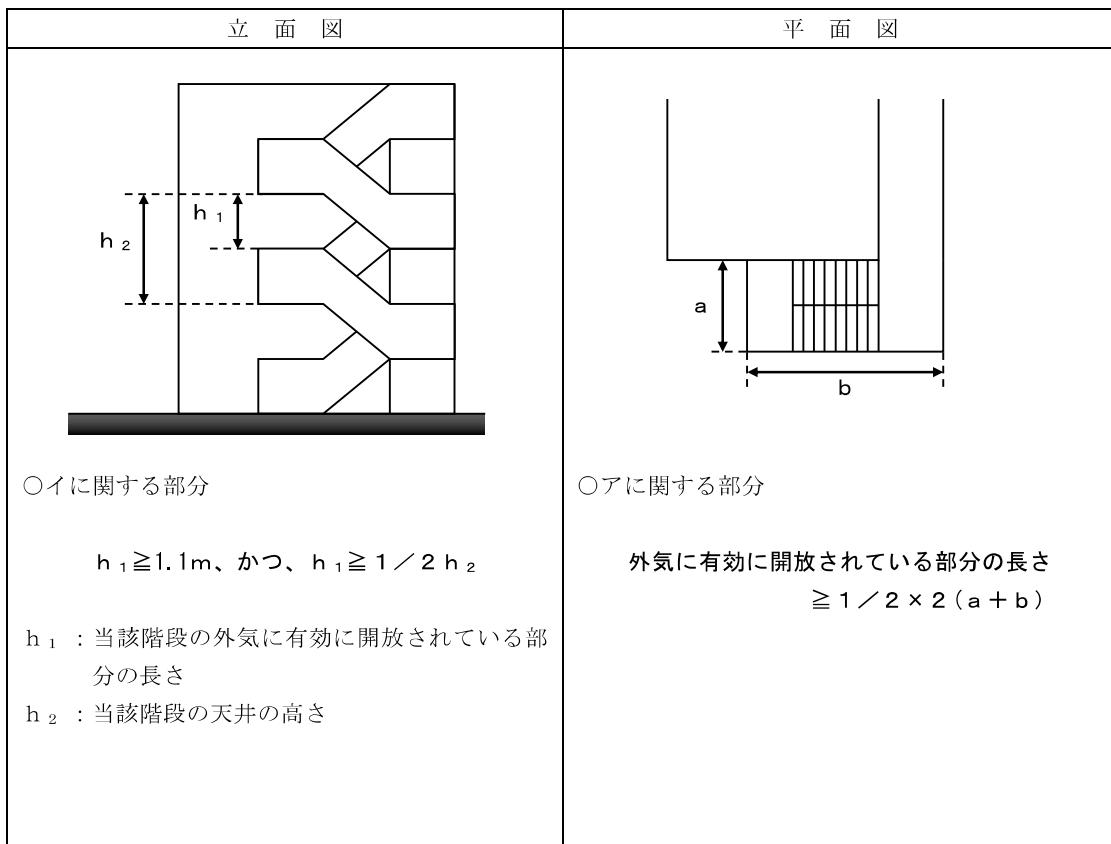
吹きさらしの廊下に準ずる。

(6) 屋外階段 (第3-5図参照)

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

ア 長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。

イ 高さが1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの2分の1以上であること。



第3-5図

(7) エレベーターシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。

ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

(8) パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

(9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

(10) 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

ア 下端の床面からの高さが、30cm以上であること。

イ 周囲の外壁面から水平距離50cm以上突き出していないこと。

ウ 見付け面積の2分の1以上が窓であること。

(11) 機械式駐車場

吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台 15 m^2 を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(12) 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき 1.2 m^2 を、床面積として算定する。なお、床として認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(13) 体育館等のギャラリー等

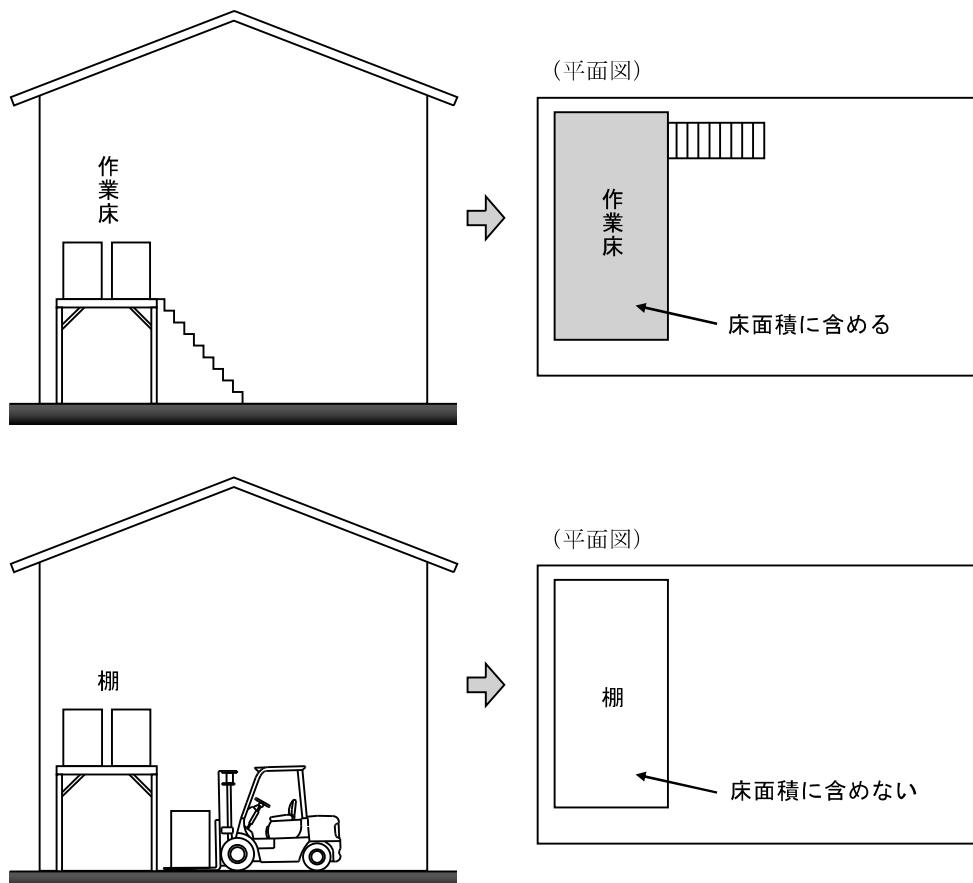
原則として、床面積に算入する。

ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

2 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

前1の建築基準法令によるほか、次によること。

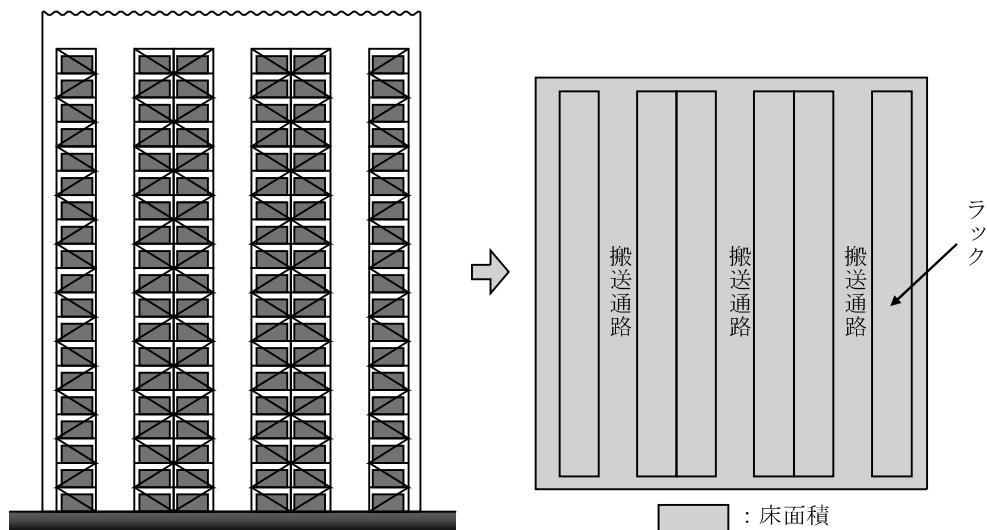
(1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入することである。（第3-6図参照）



第3-6図

(2) ラック式倉庫の延べ面積等の算定は、次によること。

ア ラック式倉庫（棚又はこれらに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。）の延べ面積は、各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下この(2)において同じ）について、当該部分の水平投影面積により算定すること。（第3-7図参照）



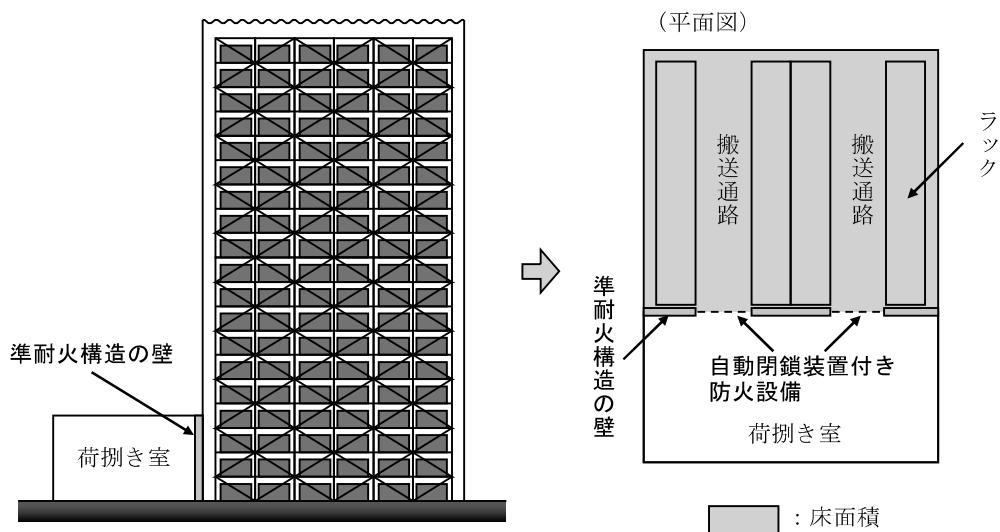
第3-7図

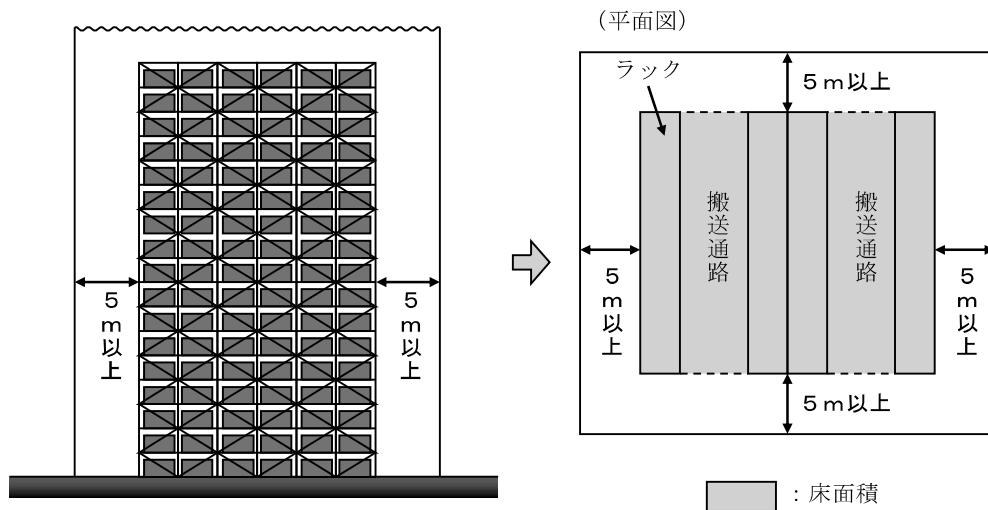
イ ラック式倉庫のうち政令第12条第1項第5号の適用において次のいずれかに該当する場合は、ラック等を設けた部分の面積により算定すること。（第3-8図参照）

この場合、当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すればよいこと。

(ア) ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火設備（隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの。

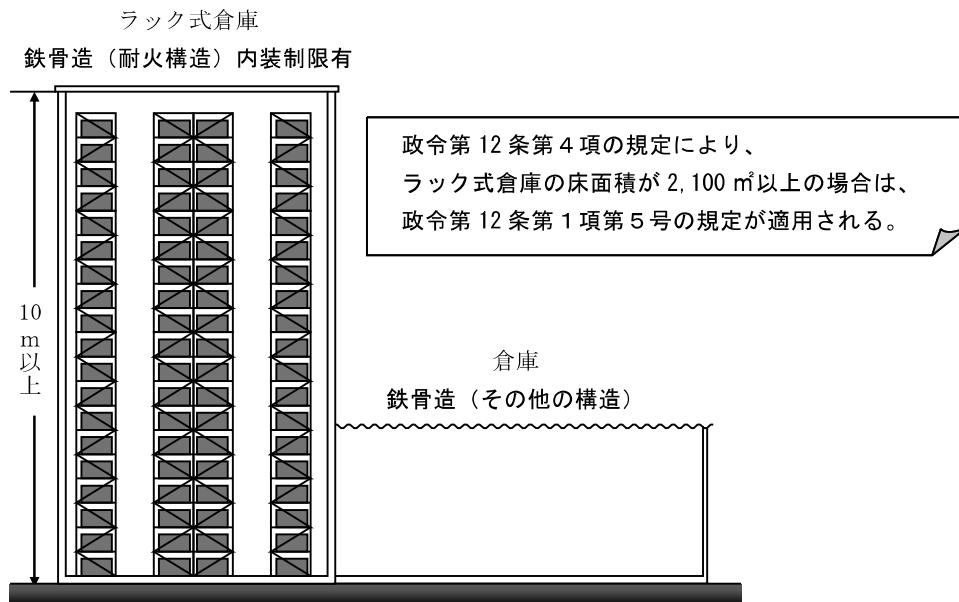
(イ) ラック等を設けた部分の周間に幅5mの空地が保有されているもの。





第3-8図

ウ 前イに該当する場合、政令第12条第4項の適用については、ラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと。(第3-9図参照)

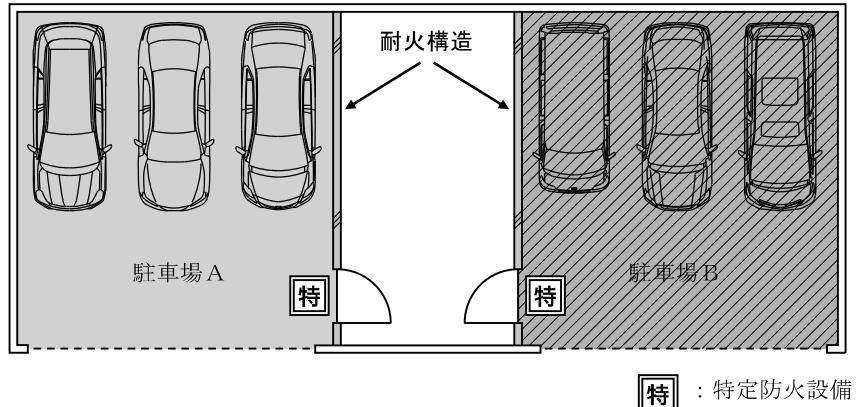


第3-9図

エ ラック等を設けた部分の床面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300m²未満である倉庫にあっては、当該倉庫全体の規模にかかわらず、政令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫として取り扱わなきことができる。

オ 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なもの）については、階層ごとに床があるものとして算定する。

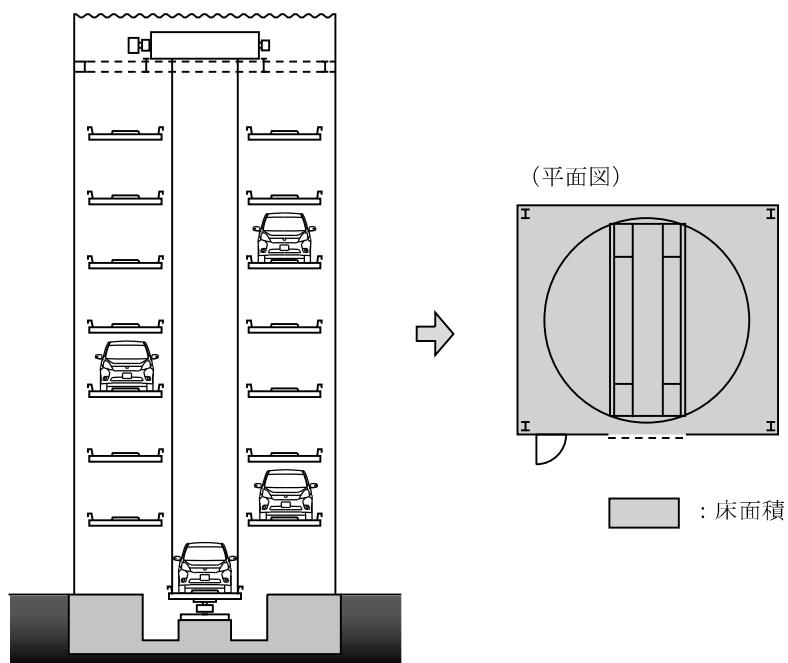
- (3) 駐車の用に供する部分の床面積等は、次によること。
- ア 車路は、床面積に算入するものであること。
ただし、上部が開放された部分は、算入しないものとする。
- イ 駐車の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車の用に供する場合は、それぞれの駐車の用に供する部分ごとに床面積を算定すること。（第3-10図参照）



駐車場A、駐車場Bは、それぞれの駐車場ごとに床面積を算定する。

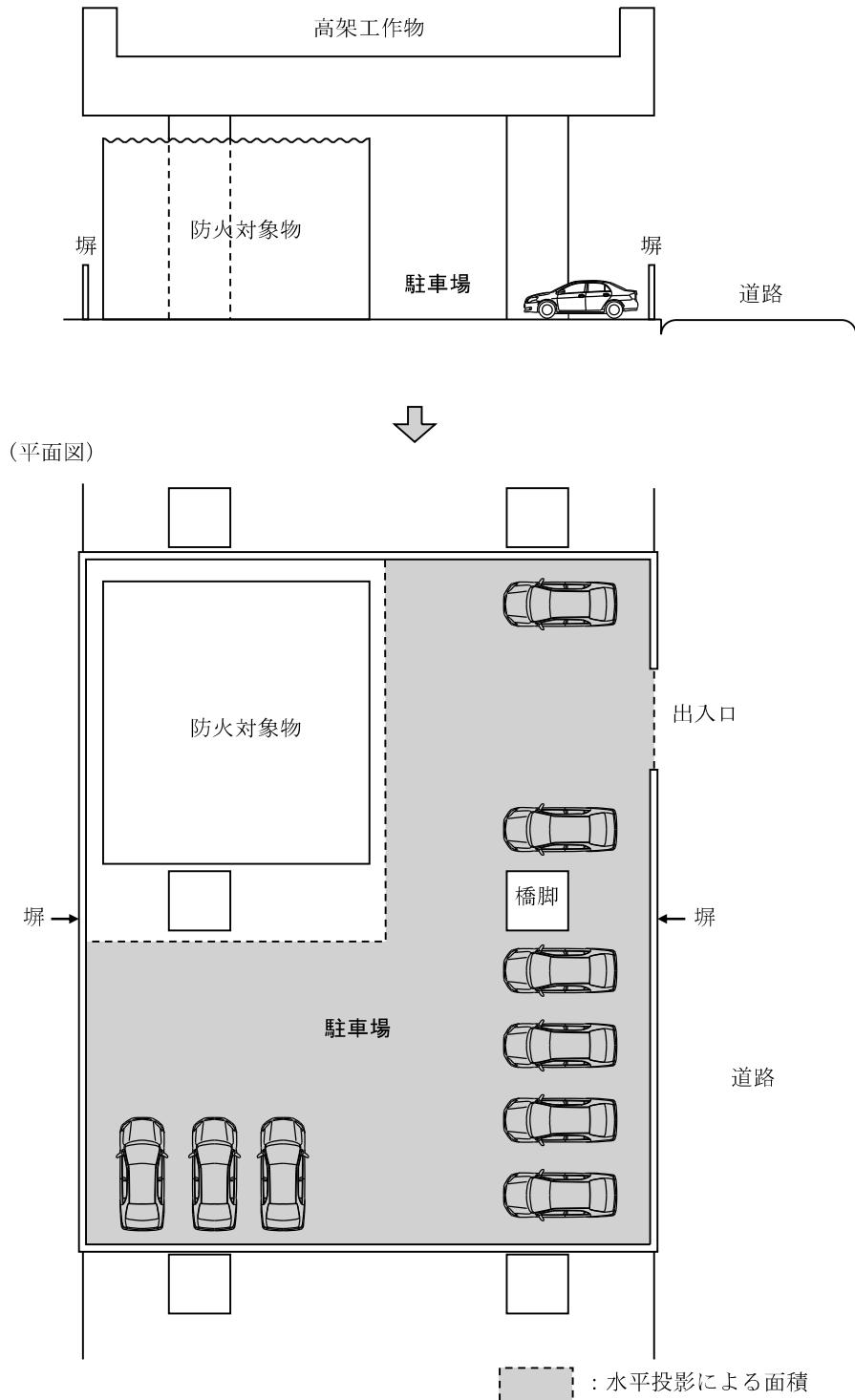
第3-10図

ウ 昇降機等の機械装置による車両を駐車させる構造（立体駐車場）及び同方法で自転車を駐輪させる構造（立体駐輪場）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。（第3-11図参照）



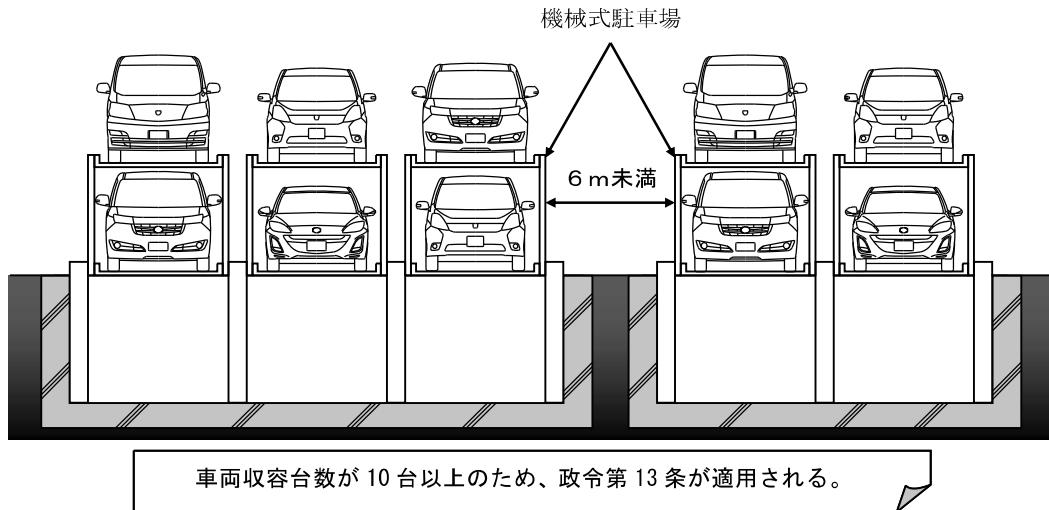
第3-11図

エ 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの。）内に設けられた駐車の用に供する部分は、柵又は堀により囲まれた部分の当該工作物の水平投影面積を床面積として算入すること。（第3-12図参照）



第3-12図

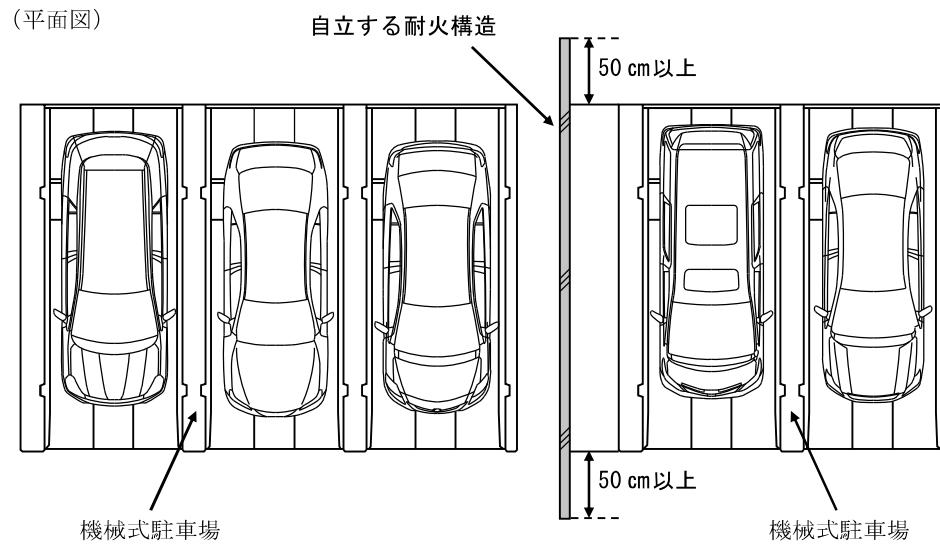
オ 政令第 13 条に規定する昇降機等の機械装置により車両を収容させる防火対象物の収容台数の算定方法について、機械式駐車装置を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互の間隔が 6 m 未満となるものにあっては、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合計し、政令第 13 条を適用する。(第 3-13 図参照)

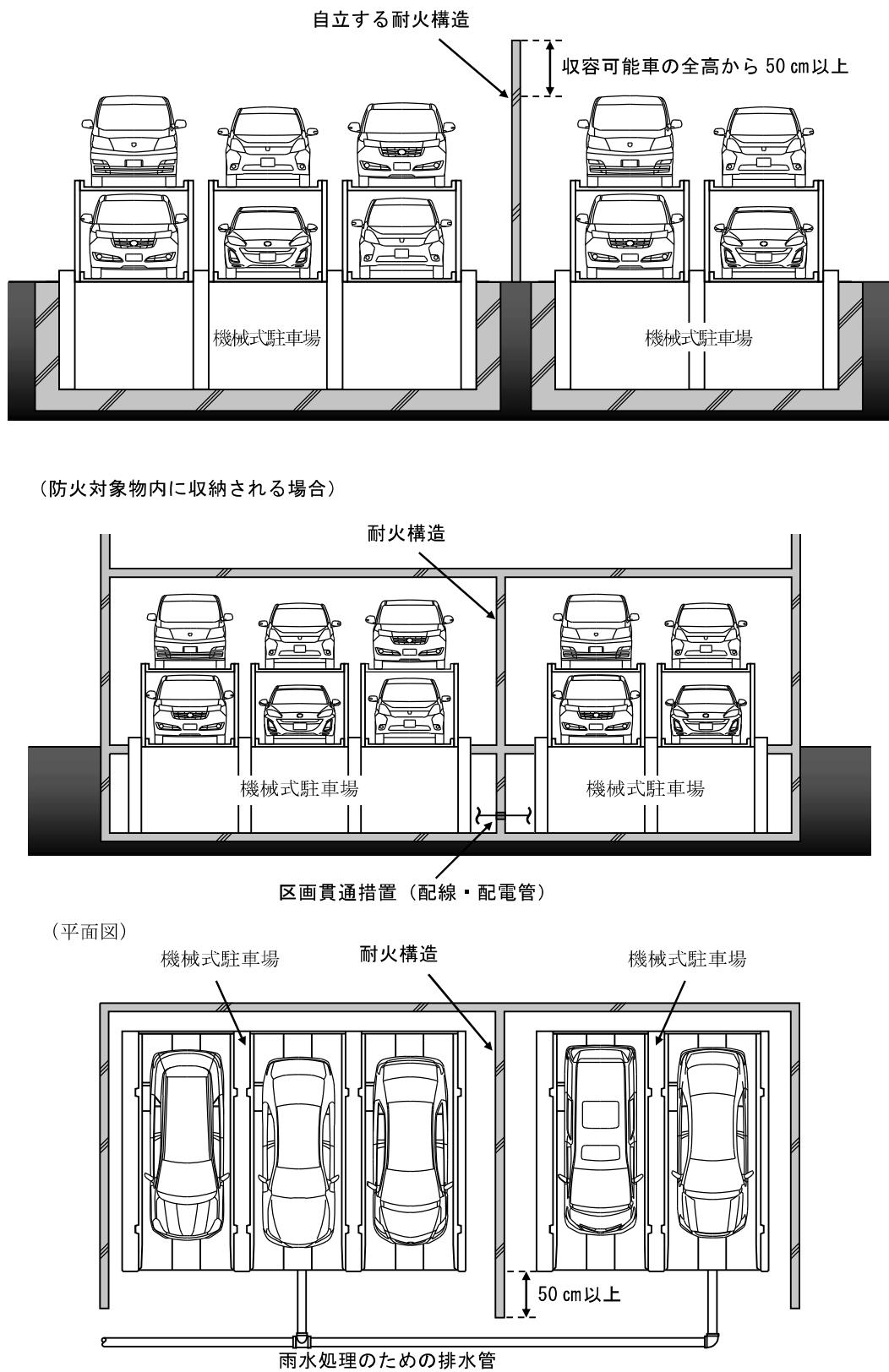


第 3-13 図

なお、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合の取り扱いは、次のとおりとすること。
(第 3-14 図参照)

- (ア) 耐火構造とし、かつ、自立する構造とすること。
- (イ) 機械式駐車装置の両端から 50 cm 以上、最上段の車両の頂部より 50 cm 以上突出させること。
- (ウ) 配線、配電管が、防火壁を貫通する場合においては、当該管と防火壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。(雨水処理のための排水管を除く。)





第3-14図

(4) 政令第13条第1項第6欄に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下この項において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び政令第13条第1項第7欄に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この項において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによること。

ただし、防火対象物の屋上に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあっては、次のイによること。

ア 不燃区画された部分の場合（第3-15図参照）

不燃材料の壁、柱、天井（天井のない場合は、はり及び屋根。以下この項において同じ）及び床で区画された部分（以下この項において「不燃区画」という。）の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。

(ア) 屋内に面する出入口、窓の開口部は、常時閉鎖式防火戸が設けてあること。

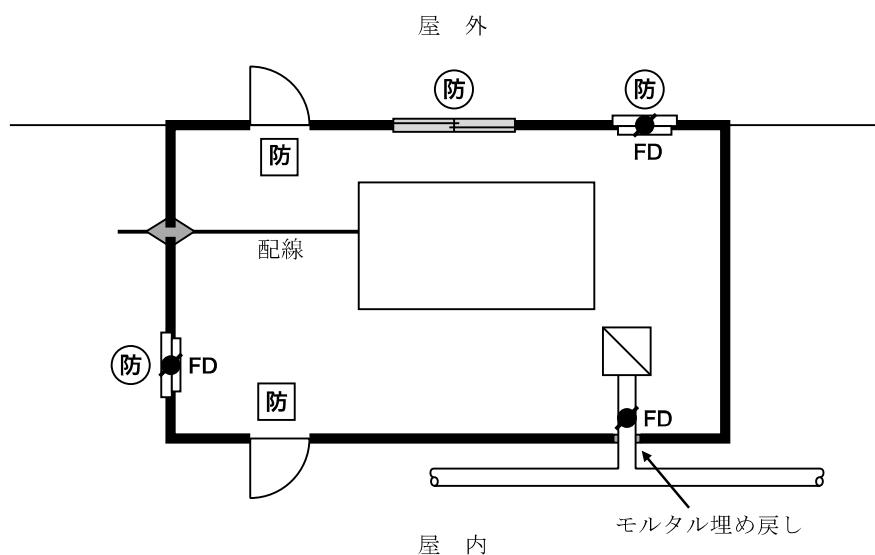
ただし、使用形態上常時閉鎖が困難な場合においては、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造の防火戸とができる。

(イ) 屋内に面する換気口（ガラリ等）に、防火設備が設けられていること。

(ウ) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁若しくは床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

(エ) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁若しくは床を貫通する場合においては、当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

(オ) 屋外に面する開口部に、防火設備が設けられていること。



凡例

	不燃材料		区画貫通措置部材
	防火設備		防火ダンパー
	常時閉鎖式防火戸		ガラリ
			制気口

第3-15図

イ 水平投影による部分の場合（第3-16図参照）

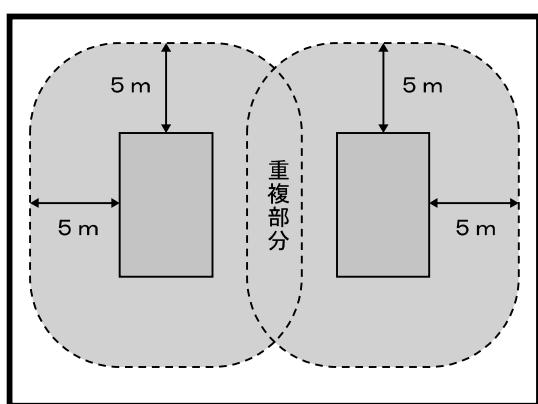
電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面積の周囲に水平距離5mまでの範囲の部分（以下この項において「水平投影による部分」という。）の床面積とし、水平投影による部分は、次によること。

(?) 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器が2箇所以上設置されている場合は、合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しない。）とすること。

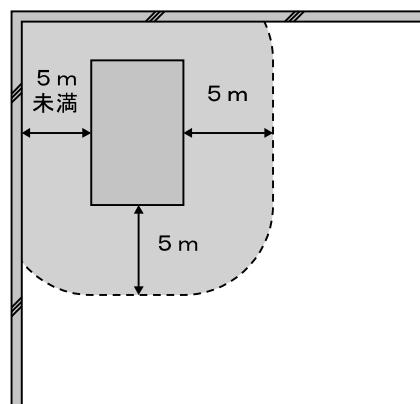
(i) 水平投影による部分に耐火構造の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。

この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあっては、前アによる防火設備が設けられていること。

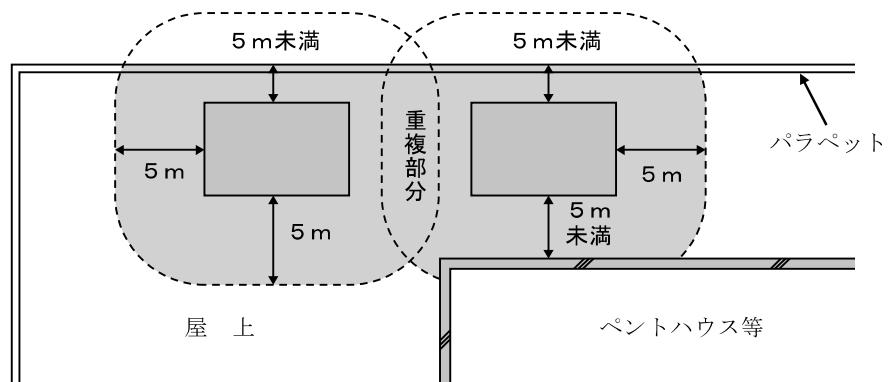
○重複部分がある場合



○耐火構造の有効な壁がある場合



○屋上の場合



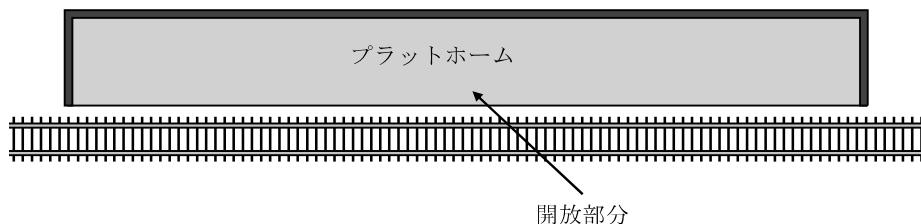
	耐火構造の壁		電気設備等の据付部分
	不燃材料		水平投影による面積

床面積の判定は、（据付部分）と（水平投影による部分）の合計
(重複部分は、加算しない。)

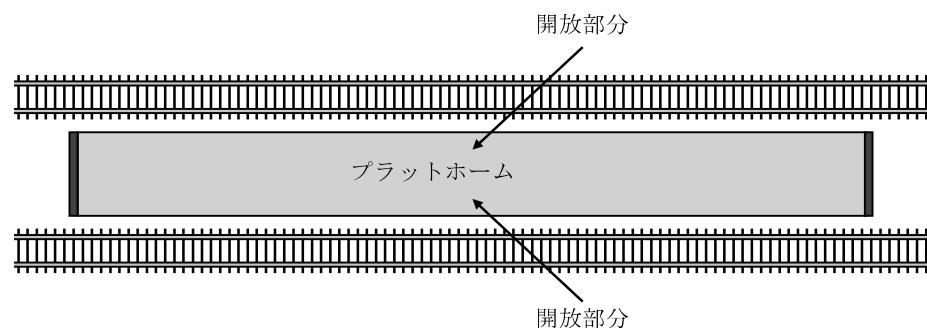
第3-16図

(5) 駅舎で延長方向の一面以上が直接外気に開放されたプラットホームは、床面積に算入しないことができるものであること。(上屋の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く。) (第3-17図参照)

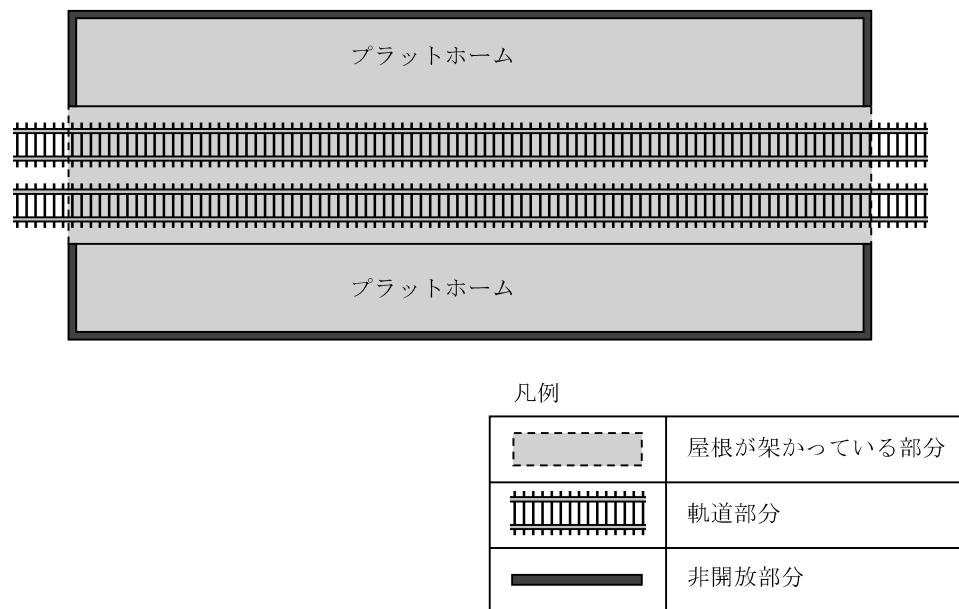
○延長方向の一面開放の例



○延長方向の二面開放の例



○()書きにより床面積に算入される場合の例



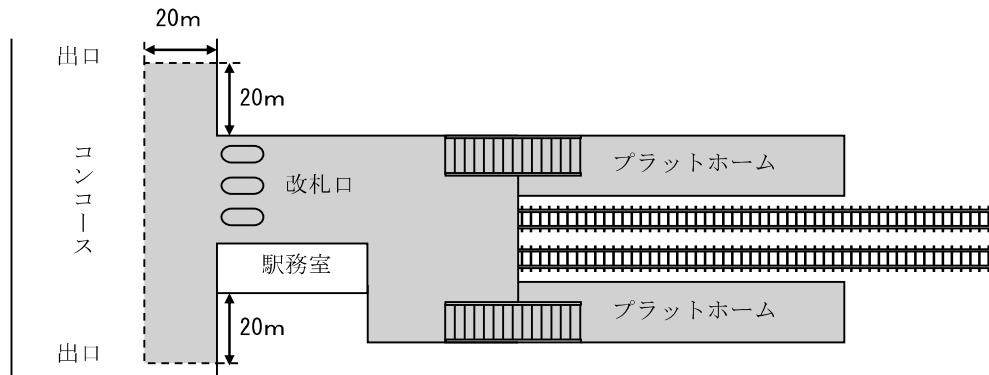
第3-17図

(6) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。(第3-18図参照)

ア 改札口内にあっては、軌道部分を除き、すべてを算入する。

イ 改札口外のコンコース等にあっては、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分を算入すること。

ただし、20m以内に隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該特定防火設備までとするものであること。



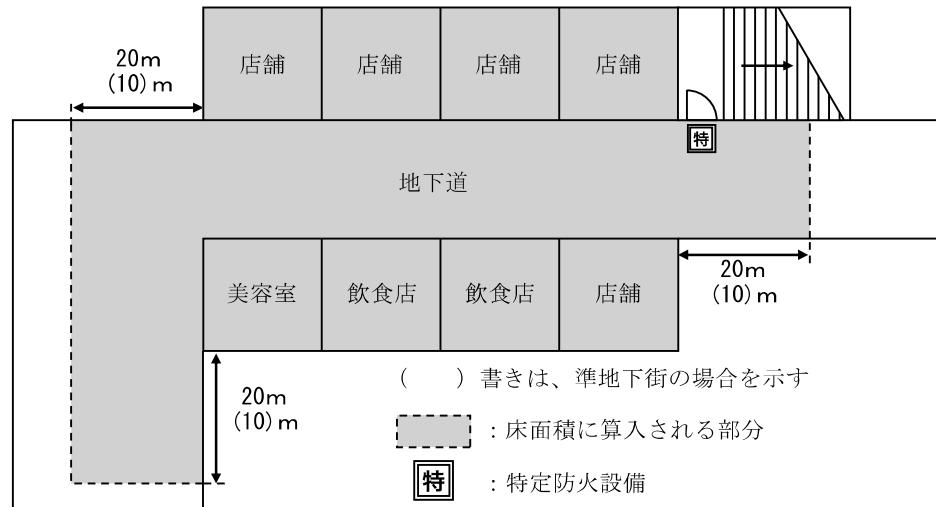
第3-18図

(7) 観覧席で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行の2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

(8) 地下街及び準地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離が地下街にあっては20m、準地下街にあっては10m（各数値未満の場合は当該距離）以内の部分を床面積に算入するものであること。(第3-19図参照)

ただし、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該特定防火設備の部分までとするものであること。



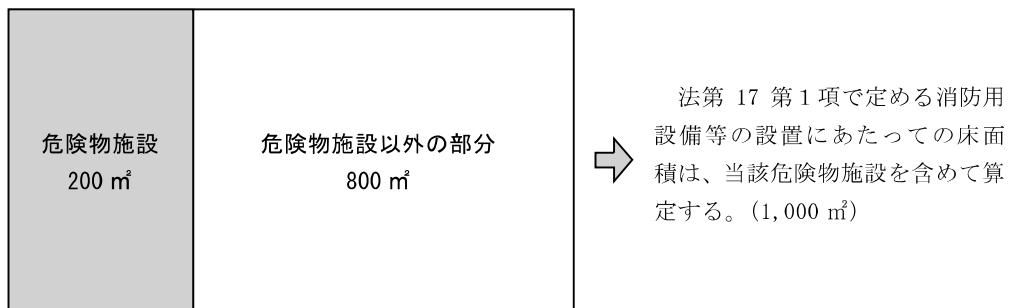
第3-19図

(9) 防火対象物の一部に法第 10 条第 1 項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下この項において「危険物施設」という。）が存する場合、法第 17 第 1 項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定すること。（第 3-20 図参照）

危険物施設部分の消防用設備等は、法第 17 条第 1 項に定める基準でなく、法第 10 条第 4 項に定める基準によるものであること。

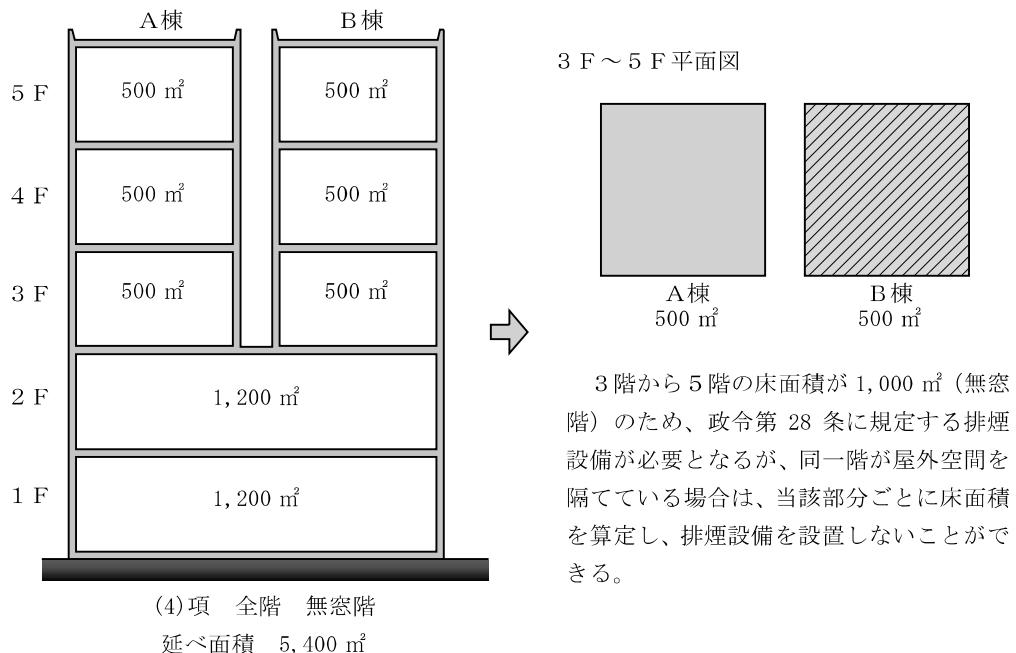
（例 1）

（平面図）



(10) 階に対する消防用設備等の規定の適用にあたって、同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができるものであること。（第 3-21 図参照）

（例 2）



（第 3-21 図）

3 階数の算定

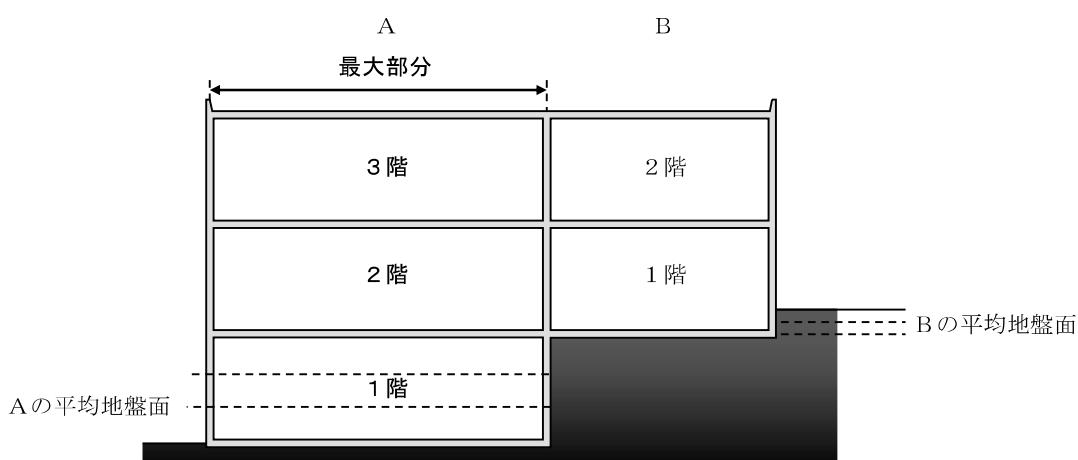
消防用設備等の設置にあたっての階の算定は、建基令第2条第1項第8号によるほか、次によること。

(1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。）を除き、階数に算定するものであること。

※ 一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。

(2) 吊上げ式車庫の階数は1とすること。

(3) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建設物の同一階が部分によって階数が異なるものにあっては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として扱うこと。（第3-22図参照）



第3-22図

第4 無窓階の取り扱い

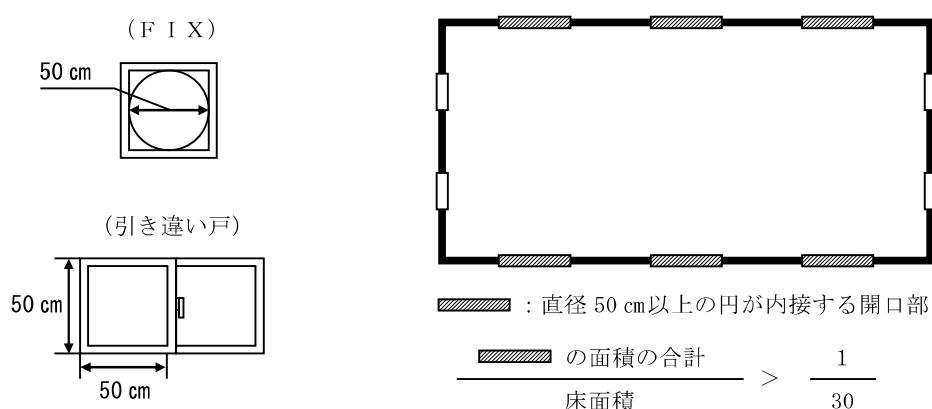
無窓階以外の階の判定は、省令第5条の2によるほか、次により取り扱うこと。

1 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の2第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

(1) 11階以上の階

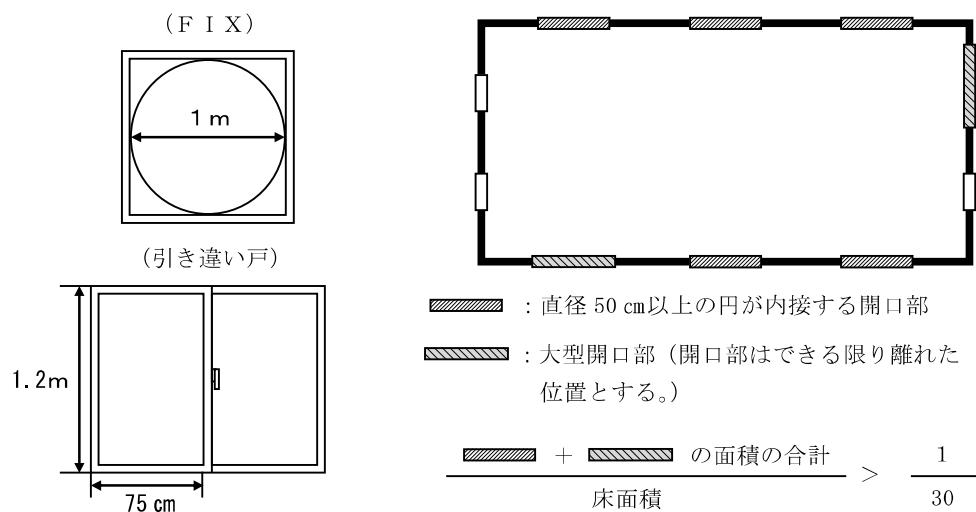
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階であること。(第4-1図参照)



第4-1図

(2) 10階以下の階

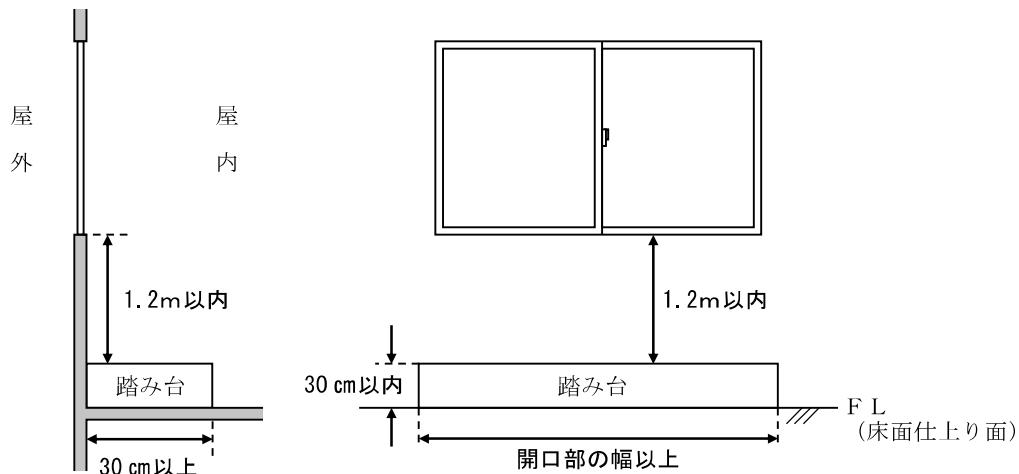
前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部(以下この項において「大型開口部」という。)が、2以上含まれているものであること。(第4-2図参照)



第4-2図

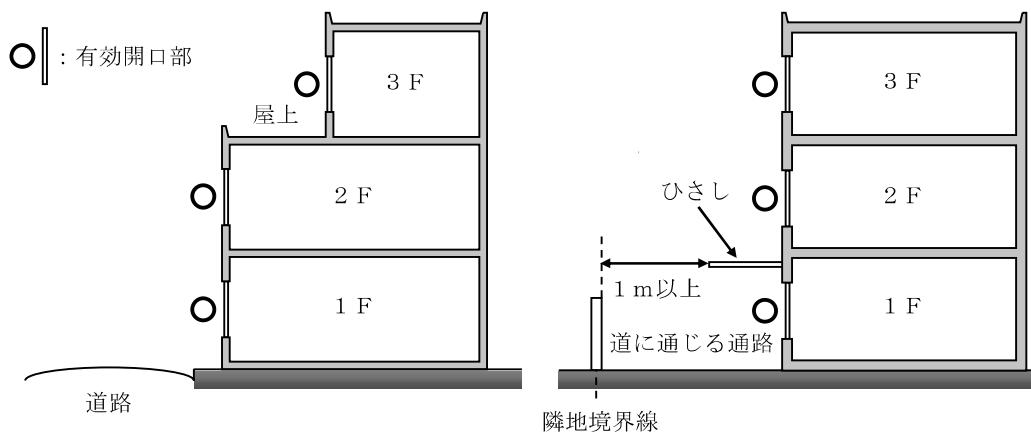
2 開口部の位置

- (1) 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の2第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。(第4-3図参照)
- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
 - イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。
 - ウ 高さは、おおむね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
 - エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
 - オ 避難上支障のないように設けられていること。



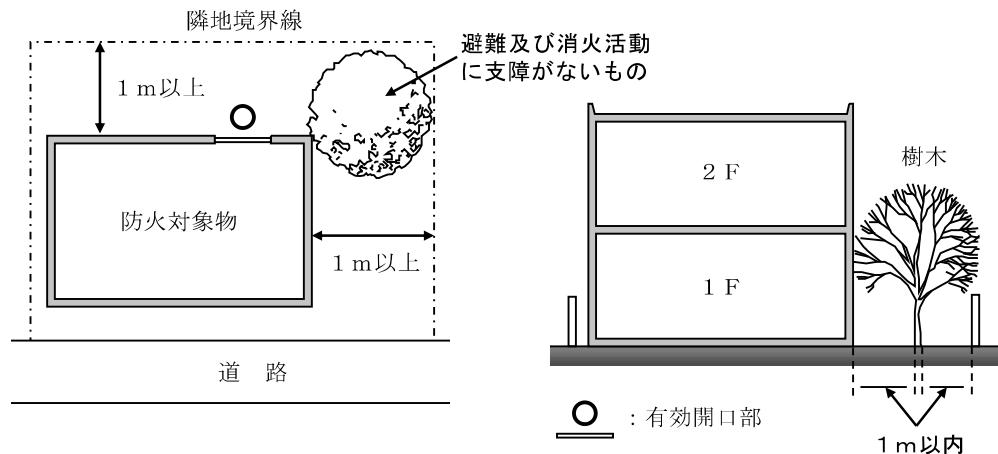
第4-3図

- (2) 次に掲げる空地等は、省令第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。
- ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。
 - イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、ひさし又は階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの。(第4-4図参照)

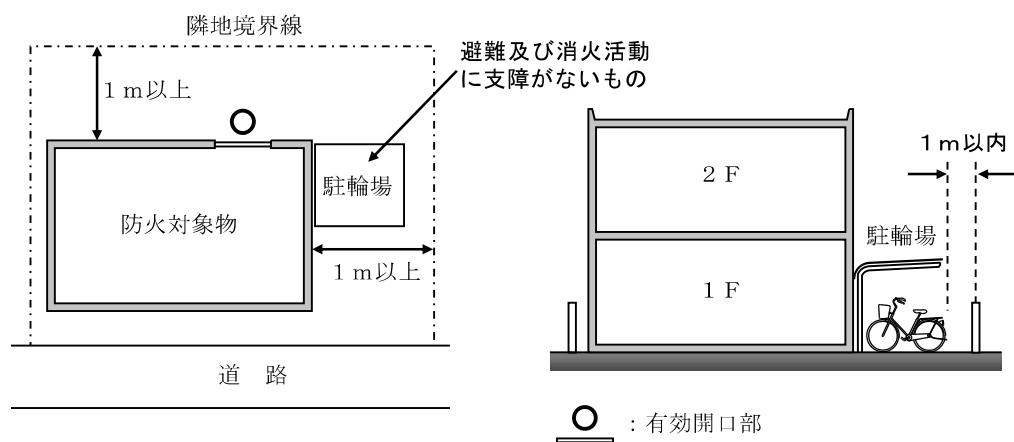


第4-4図

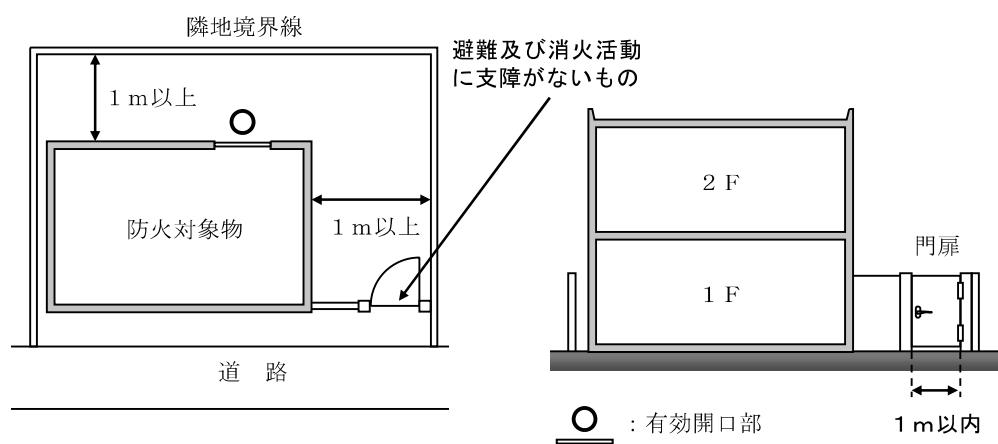
ウ 1m以内の空地又は通路にある樹木、へい及びその他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの。(第4-5から第4-7図参照)



第4-5図

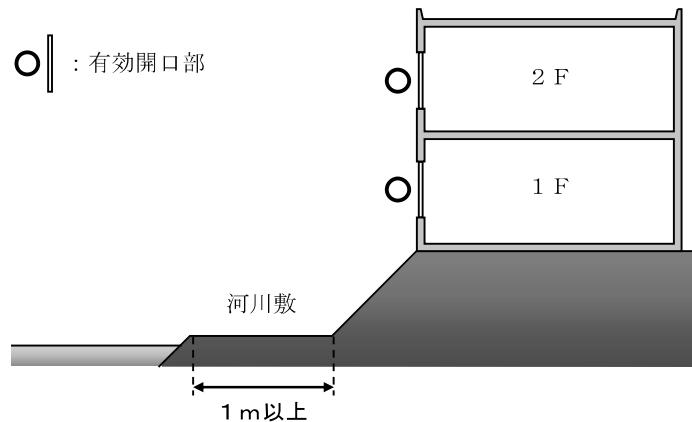


第4-6図



第4-7図

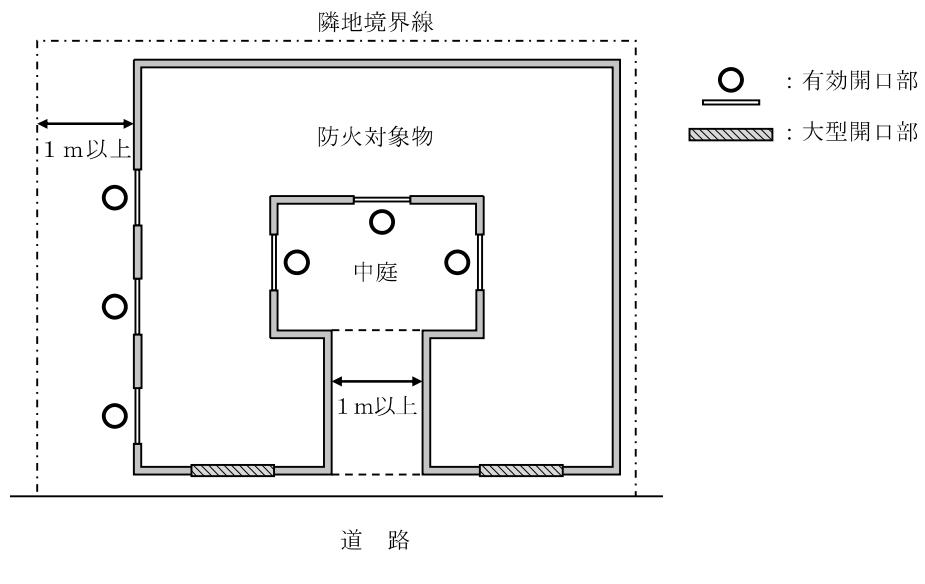
エ 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの。(第4-8図参照)



第4-8図

オ 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの。(第4-9図参照)

- (ア) 中庭から道に通じる通路及び出入口の幅員は、1m以上であること。
- (イ) 中庭に面する部分以外の外壁に2以上の大型開口部があること。
- (ウ) 中庭に面する部分以外の外壁の有効開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。



第4-9図

3 開口部の構造

次に掲げる開口部は、省令第5条の3第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

(1) ガラス窓

第4-1表に掲げるもの。なお、低放射ガラス（通称Low-Eガラス）は、当該表の基板と同等なものとして取り扱って差し支えない。

また、これら以外のものであっても、別記「合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン」により、外部からの一部破壊等により開放できると認められる場合は、実際に開口する部分を有効開口部として取り扱うことができる。

第4-1表

ガラス開口部の種類		開口部の条件	判 定	
			足場有	足場無
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ6mm以下	引き違い戸	○	○
		FIX	○	○
網入板ガラス 線入り板ガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い戸	△	△
		FIX	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5mm以下	引き違い戸	○	○
		FIX	○	○
合わせガラス	(1) フロート板ガラス6mm以下+PV B(ポリビニルブチラール)30mil(膜 厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6 mm以下の合わせガラス (2) 網入板ガラス6.8mm以下+PV B30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート 板ガラス5mm以下の合わせガラス	引き違い戸	△	△
		FIX	×	×
	(1) フロート板ガラス5mm以下+PV B60mil(膜厚1.52mm)以下+フロー ト板ガラス5mm以下の合わせガラス (2) 網入板ガラス6.8mm以下+PV B60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート 板ガラス6mm以下の合わせガラス (3) フロート板ガラス3mm以下+PV B60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガ ラス4mm以下の合わせガラス	引き違い戸	△	△
		FIX	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(網入りガラス及び線入りガラスにあっては、厚さ6.8 mm以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。			

[凡例]

○…開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（第4-2表の例によること。）を有効開口部として算定に加えることのできるもの（クレセントやレバーハンドル、開口制限ストッパー自体に鍵付きとなっている等の特殊なものについては、個別に判断すること。）

×…有効開口部として扱えないもの

- (注)① 「足場有り」とは、地面、階段等の踊り場、バルコニー等で破壊作業ができるもの。(折板屋根等を除く。ただし、グレーチング、パンチングメタル等で幅1m以上の消火足場を設けた場合は、認められる。)
- ② 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものとする。
- ③ 開口部は、2以下の鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)を開錠することにより開放することができるものとする。
- ④ 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。

(2) シャッター付開口部

- ア 避難階又は避難階以外の階で建基令第126条の7に規定するバルコニー等又は共同住宅において、バルコニーの奥行60cm以上で当該シャッターの幅以上(おおむね1m以上)の消防活動スペースが設けられた、手動式軽量シャッター付の開口部(屋外より消防隊が特殊な工具等を用いることなく容易に開放できるもの)
- イ 煙感知器の作動と連動して開錠する手動式軽量シャッター付の開口部(非常電源付きに限る。)
- ウ 屋内外から開放できる電動式シャッター付の開口部(非常電源付きに限る。)
- エ 煙感知器の作動と連動して開放する電動式シャッター付の開口部(非常電源付きに限る。)
- オ 防災センター、中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔装置により開放できる電動式シャッター付の開口部(非常電源付きに限る。)
- カ 屋内から手動又は非常電源により開放することができ、屋外から水圧によって開放できる装置を備えた電動式シャッター付の開口部

(3) ドア

- ア 手動式ドア(ハンガー式のものを含む。)で、屋内外から容易に開放できるもの。
- イ 電動式ドアで、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの。
- (ア) 普通ガラスで板厚6mm以下のもの。
- (イ) 停電時であっても非常電源又は手動により開放できるもの。
- ウ スチールドアで屋外から水圧によって施錠を開錠できるもの。
- ただし、避難階以外は足場付きとすること。

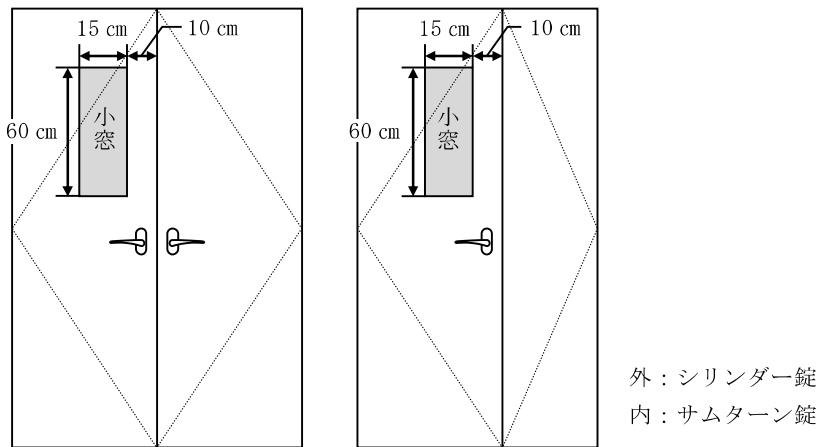
- (注)① 非常電源は、自家用発電設備又は蓄電池によるものとし、非常電源回路は、耐火配線とすること。
- ② 屋外から水圧によって、シャッター又はドアの施錠を開錠する装置及びシャッターの開放を行う装置は、消防防災用設備機器性能評定委員会((一財)日本消防設備安全センターに設置)において性能評定を受けたものとすること。

評定証票



- ③ 避難階以外の階の開口部に、屋外から水圧によって開放できる装置を設ける場合、開放装置の送水口を1階に設けた開口部(非常電源付に限る。)若しくは、幅1m以上の足場付等で水圧によって容易に開錠し開放できる開口部とすること。

エ ガラス小窓付き鉄扉で、ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠を開錠できるもの。(第4-10図参照)



※小窓の寸法は $W=30\text{ cm} \times H=30\text{ cm}$ 以上若しくは $W=15\text{ cm} \times H=60\text{ cm}$ 以上
(一辺の最低長さは15cm以上とし、開口面積で900cm²以上とする。)

第4-10図

(4) 二重窓等

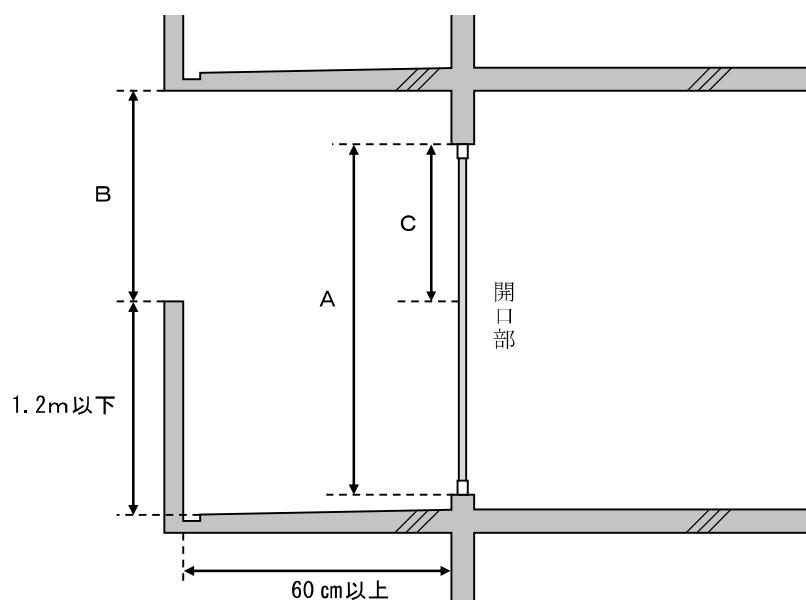
前(1)から(3)までの開口部が組み合わされたもの（有効開口の算定については、開口面積の少ない方で行う。）ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないと認めるものを除く。

(5) 外壁面にバルコニーがある場合

外壁面にバルコニー等がある場合の開口部の寸法は、第4-11図のAの部分とする。

ただし、Bは1m以上で、てすりの高さは1.2m以下とする。

なお、バルコニーの幅員が60cm未満の場合は、Cを開口寸法とする。



第4-11図

4 省令第5条の3第2項第4号に規定する「開口のため當時良好な状態」について、次に掲げる状態を、當時良好な状態として取り扱うことができる。

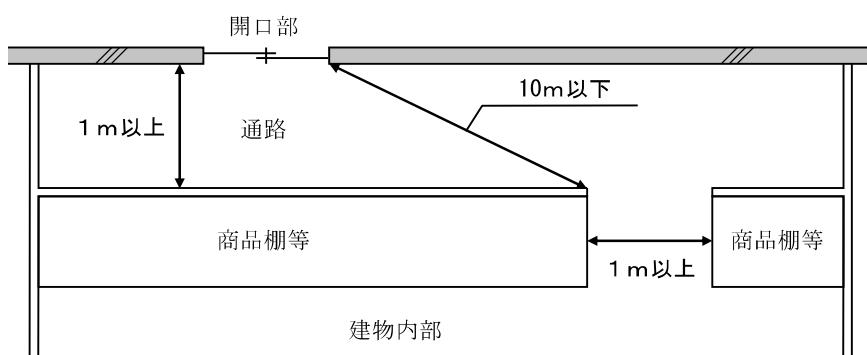
(1) 格子、ルーバー、広告物、日除けその他の設備により避難及び消火活動上妨げにならないもの。

(2) 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入り口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの。(第4-12図参照)

ア 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等、當時通行に支障ないこと。

イ 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1m以上であること。

ウ 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。



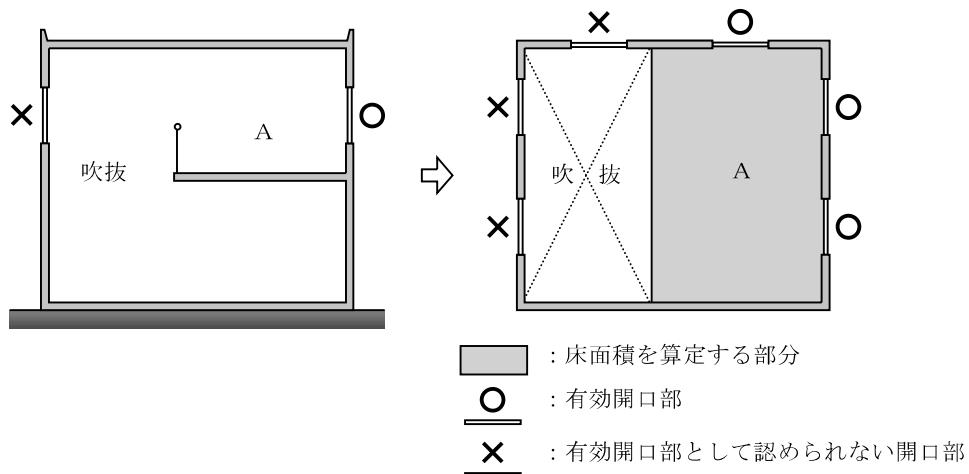
第4-12図

5 その他

(1) 吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取り扱いは、次によるものとすること。(第4-13図参照)

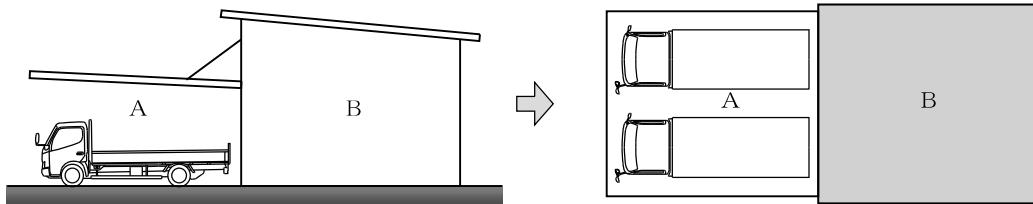
ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



第4-13図

- (2) 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。(第4-14図参照)



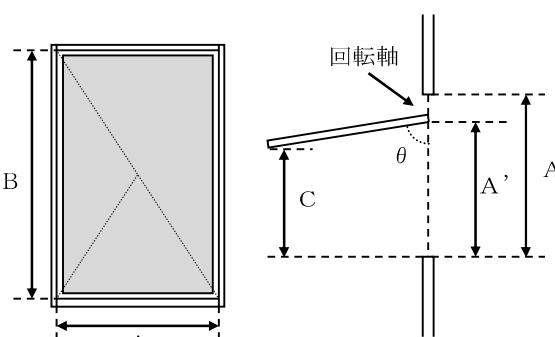
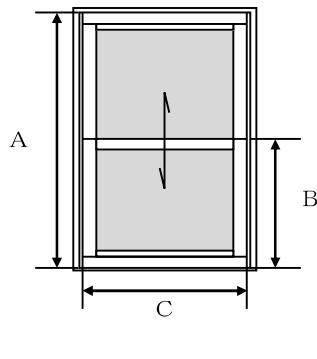
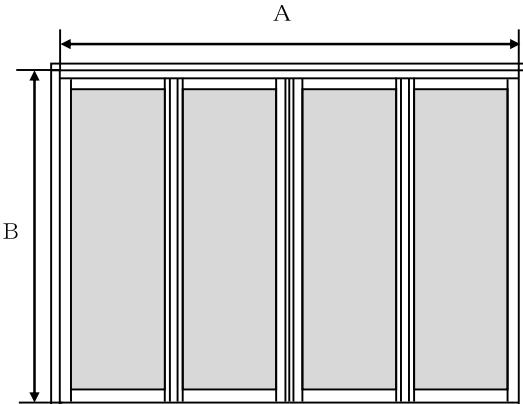
ポーチ部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ポーチ部は外部空間として取り扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする。

第4-14図

- (3) 営業中は、省令第5条の3に規定する開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、政令第32条の規定を適用し、無窓階以外の階として取り扱うことができる。
ただし、政令別表第1(14)項に掲げる防火対象物は、除くものとする。
- (4) 省令第5条の3に規定する開口部を有しない無人の小規模な車庫又は倉庫の用に供する部分（おむね床面積が50m²未満）で、消防活動上支障のないものについては、政令第32条の規定を適用し、消防用設備等の設置を要しない。

第4-2表

名 称	例 示	有効寸法の算定
引き違い窓	<p style="text-align: center;">$C = 1 / 2 A$</p>	<p>$B \times C$とする。</p> <p>なお、次による寸法の場合は、50 cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。</p> <p>$B = 1.0m$ (0.65m) 以上 $C = 0.45m$ (0.4m) 以上</p> <p>(注) () 内は、バルコニー等がある場合</p>
突 出 し 窓	<p style="text-align: center;">$C = B (1 - \cos \theta)$</p> <p>(注) θ は最大開口角度 90° 以下</p>	<p>$A \times C$の部分とする。</p>
回 転 窓	<p style="text-align: center;">$C = A (1 - \cos \theta)$</p> <p>(注) θ は最大開口角度 90° 以下</p>	<p>$B \times C$の部分とする。</p>

名 称	例 示	有効寸法の算定
すべり出し窓		<p>B × Cの部分とする。</p> $C = A' (1 - \cos \theta)$ <p>(注) θ は最大開口角度 90° 以下</p>
上げ下げ窓	 $B = 1 / 2 A$	<p>B × Cとする。</p> <p>なお、次による寸法の場合は、50 cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。</p> <p>B = 1.0m (0.65m) 以上 C = 0.45m (0.4m) 以上</p> <p>(注) () 内は、バルコニー等がある場合</p>
折 戸		A × Bとする。

別 記

合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン

1 適用範囲

このガイドラインは、防火対象物の開口部に JIS R 3205 に規定する合わせガラス※を引き違い窓等として用いた場合に、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できることを確認する試験に適用する。

※合わせガラスとは、2枚以上の材料板ガラスで中間膜（材料板ガラスの間に両者を接着する目的で介在する合成樹脂の層をいう。）を挟み込み全面接着したもので、外力の作用によって破損しても、破片の大部分が飛び散らないようにしたものをいう。

2 用語の定義

このガイドラインにおいて用いる用語の定義は、次による。

- (1) 破壊器具 消防隊が消防活動を行う際に消防対象物の一部を破壊するために使用する器具をいう。
- (2) 打撃力 破壊器具を振子式に自由落下させることにより、ガラス面に与える衝撃力をいう。
- (3) 打撃高さ 破壊器具を振子式に自由落下させる位置（ピッケル先端）とガラス面に衝突する位置との高さの差をいう。
- (4) 足場 防火対象物の開口部の外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。

3 ガラス破壊試験

(1) 供試体の寸法

供試体は、高さ 1,930 mm × 幅 864 mm とする。

(2) 試験装置

ア ガラス破壊試験装置は図 1 に示す本体、図 2 に示す締め枠及び図 3 に示す破壊器具によって構成されるものとする。

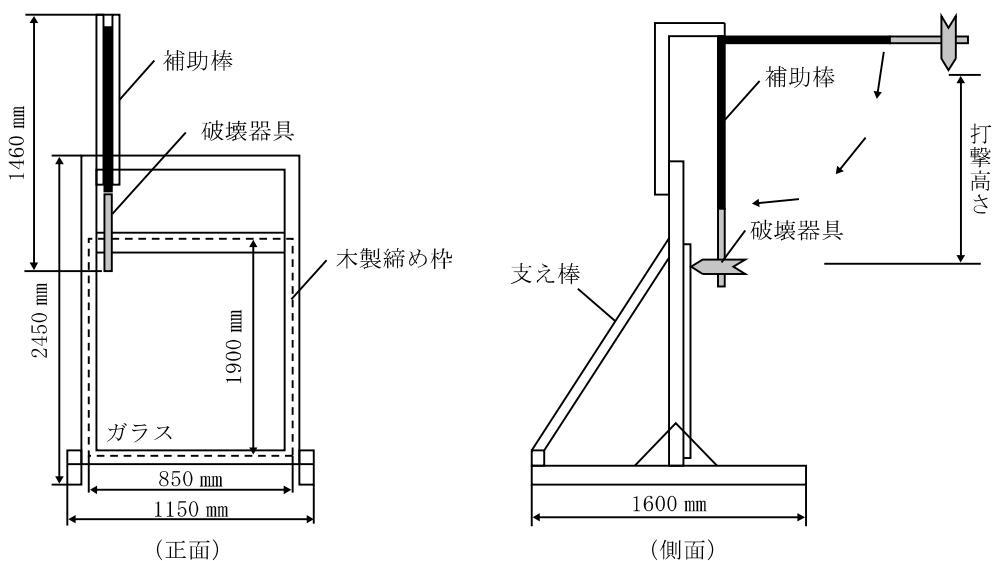


図 1 本体

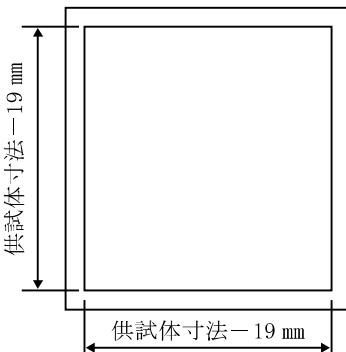


図2 締め枠

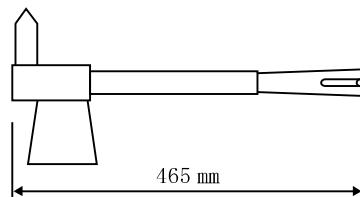


図3 破壊器具

- イ 本体の主要部分は鋼製とし、試験時において転倒しないようにコンクリート製床面等に直接設置するものとする。
- ウ 供試体は図2に示す木製の締め枠を用いて取り付けた後、図1に示す本体に取り付けるものとする。
- エ 供試体の4周と締め枠との接触部は、JIS K 6253に規定するデュロメータ硬さA50の帯状のゴム板を用いるものとする。
また、供試体は、試験時において脱落、ずれ等を起こさないよう確実に固定するものとする。
締め枠の内り寸法は、供試体寸法より約19mm小さくするものとする。
- オ 締め枠は、試験時において脱落、動搖、ずれ及びぶれが生じないよう確実に本体に固定するものとする。
- カ 次の(ア)から(エ)に適合する破壊器具を木製の補助棒を用いて試験装置に取り付けるものとする。
なお、破壊器具のピッケル先端は、試験時において、著しく変形又は損傷しているものは使用しないこと。また、補助棒は、破壊器具が供試体に対し垂直に衝突できる形状及び固定方法とするものとする。
- (ア) おの刃、鋸状刃、ピッケル及び柄から成るものとする。
- (イ) 材質は、鋼製とする。
- (ウ) 質量は、約2.7kgとする。
- (エ) 長さは、約46.5cmとする。
- (3) 打撃位置について
- ア 一次破壊試験は、クレセントの想定位置（供試体高さの1/2）からガラス面内方向に水平125mmの位置とする。
- イ 二次破壊試験は、クレセントの想定位置からガラス面内方向に水平125mmの位置及び補助錐の想定位置（ガラス左上隅部）からガラス面内方向に縦横それぞれ125mmの位置とする。
- (4) 試験方法
- ア 特に指定がない限り、試験は平温状態において実施する。
- イ 一次破壊試験
- (ア) 供試体を締め枠に取り付けた後、締め枠を本体に取り付ける。この際、合わせガラスの屋外側を打撃側に取り付けるものとする。
- (イ) 壊器具を静止の状態における位置から打撃力を確保できる打撃高さ70cm（破壊作業のできる足場がある場合に限り設置するものにあっては、打撃力を確保できる打撃高さ180cm）の高さに保持した後、振子式に自由落下させ、前(3)アの位置をピッケル部分で打撃し、その破壊状況を観察する。

(ウ) (イ)の試験を最大3回（補助錐を設けるものにあっては、クレセント直近で最大3回又は補助錐直近の位置で最大3回）繰り返し実施する。

ウ 二次破壊試験

(ア) イの破壊試験を行い合格となった供試体について、試験員が破壊器具を用いて二次的な破壊試験を実施する。

一次破壊試験の打撃高さが70cmの場合は、破壊器具を片手持ちとし、打撃高さが180cmの場合は両手持ちとする。

(イ) 試験員による二次破壊試験については、1枚の供試体につき一人の試験員がを行い、かつ供試体6枚に対して複数の試験員で実施する。

4 判定基準

破壊試験は供試体6枚について行い、5枚の供試体が次の(1)及び(2)の基準に適合しなければならない。ただし、供試体6枚中連続して4枚が(1)及び(2)の基準に適合した場合は、供試体4枚をもって合格とする。

(1) 一次破壊試験

供試体を貫通又は供試体におおむね1cm以上のクラック・ひび割れ・くぼみ等が観察されたものを合格とする。

なお、打撃回数が3回以内であっても、貫通又はおおむね1cm以上のクラック・ひび割れ・くぼみ等が観察された場合は、当該打撃回数をもって合格とする。

(2) 二次破壊試験

一の供試体につき60秒以内に15cm×15cm以上の開口を確保できたものを合格とする。ただし、それが確保できない場合であっても、容易に腕を通すことができる開口が確保された場合は合格とする。